

国民生活審議会 消費者政策部会
第5回議事録

内閣府国民生活局消費者企画課

国民生活審議会第5回消費者政策部会
議事次第

日 時：平成20年1月30日（水）15:00～18:12

場 所：中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

1. 開 会

2. 議 題

- ①韓国消費者院との意見交換
- ②国民生活センターの在り方について（関係省庁、地方公共団体からのヒアリング）
- ③その他

3. 閉 会

第 21 次国民生活審議会消費者政策部会 委員名簿

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	大 村 敦 志	東京大学法学部教授
	岡 田 ヒロミ	消費者生活専門相談員
	鬼 丸 かおる	弁護士
	神 田 敏 子	全国消費者団体連絡会事務局長
	藏 本 一 也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	小 林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	齋 藤 憲 道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	齋 藤 ひろみ	千葉県環境生活部県民生活課長
	佐 野 真理子	主婦連合会事務局長
	沢 田 登志子	有限責任中間法人E C ネットワーク理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	中名生 隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	西 村 隆 男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	早 川 祥 子	日本ハム株式会社社外取締役
	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	水 卷 中 正	国際医療福祉大学大学院教授
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	吉 岡 和 弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上 20 名

第 21 次国民生活審議会第 5 回消費者政策部会 出席者

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	岡 田 ヒロミ	消費者生活専門相談員
	鬼 丸 かおる	弁護士
	神 田 敏 子	全国消費者団体連絡会事務局長
	藏 本 一 也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	齋 藤 憲 道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	齋 藤 ひろみ	千葉県環境生活部県民生活課長
	佐 野 真理子	主婦連合会事務局長
	沢 田 登志子	有限責任中間法人E Cネットワーク理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	中名生 隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	西 村 隆 男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	水 卷 中 正	国際医療福祉大学大学院教授
	吉 岡 和 弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上 14 名

[事務局]

西国民生活局長、堀田官房審議官（国民生活局担当）、原嶋国民生活局消費者企画課長、高田国民生活局消費者調整課長、内島国民生活局消費者企画課企画官、高橋国民生活局総務課調査室長、小川国民生活局消費者情報室長

○松本部会長 それでは、定刻になりましたので、これから第5回「国民生活審議会消費者政策部会」を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、韓国消費者院のパク・ミュンヒ（朴明姫）院長と意見交換を行うとともに、前回に引き続き、独立行政法人国民生活センターの在り方につきまして、関係省庁、地方公共団体の方からのヒアリングを行いたいと思います。

それでは、議題1の韓国消費者院との意見交換に移らせていただきます。パク・ミュンヒ韓国消費者院院長、どうぞよろしくお願いいたします。

○パク韓国消費者院院長 こんにちは。韓国消費者院院長、パク・ミュンヒでございます。

まず、このような場を設けてくださいました内閣府及び同審議会の関係者の皆さんに深く感謝の礼を申し上げます。

内閣府及び同審議会は、2003年に21世紀型消費者政策の在り方に関する検討を推進し、消費者基本法の改正を通じて消費者政策の推進体系を強化して、消費者の権利及び自主力量を確保するなど、消費者政策のパラダイムを変えるのに大事な役割をしたと存じております。

韓国においても、昨年、消費者保護法が消費者基本法に変わり、多くの変化が進んでおります。消費者政策は、消費環境の変化に迅速に対応することが求められる分野ですが、その消費環境の変化が非常に速いため、迅速な法律や制度の改正をすることはたやすくなく、最も困難で重要な分野であるとも言えます。

日本においても、急増する消費者問題に前向きに対処するために、消費者専門の省庁の部署の新設等、議論が活発に行われているものと、メディアを通じて存じ上げております。

本日の私の講演が日本の消費者政策の充実に少しでも助けになれば光栄です。今後とも日韓両国の未来志向的協力関係を通して、世界各国の消費者政策を先導しつつ、貴国の消費者公正増進及び権益増進へ邁進できるものと確信します。あらためて、本日のお招きに感謝の礼を申し上げます。

これから韓国の消費者基本法施行による消費者政策の変化及び韓国消費者院の最近の動向について説明させていただきたいと思います。はじめに、韓国消費者院の概要、韓国の消費者政策の変化、韓国消費者院の機関運営方法、そして次期政府の出帆に伴う消費者政策の変化の順で説明させていただきたいと思います。

韓国消費者院は、1987年、政府の消費者保護施策を総合的に推進するため、消費者保護法に基づき設立され、2007年度の消費者基本法の改正に伴い、韓国消費者院に変わりました。

設立目的は、消費者基本法第33条に規定されておりまして、消費者権益の増進施策の効果的な推進を図ること、また、消費生活合理化を図りながら国民経済の健全な発展に寄与することが目的でございます。

主要業務としては、消費者の権益にかかわる制度と政策の研究及び提言、物品等の規格、品質、安全性、環境性に関する試験、検査及び価格等を含めた取引条件や取引方法に対す

る調査分析、また、消費者の権益増進、安全及び消費生活の向上のための情報の収集、提供及び国際協力、消費者の権益増進、安全及び能力開発等にかかわる教育、広報及び放送事業、消費者の苦情処理及び被害救済など、多様な活動をしております。

主要業務推進体系としては、事前予防業務として、政策、制度の研究、取引改善、消費者安全試験検査、消費者情報提供、教育があげられます。次に、事後救済業務としては、苦情処理相談、被害救済、紛争調停、訴訟支援などがございます。

韓国消費者院は、5本部4局3室の27のチームをもって構成しておりまして、先ほど主要業務でご紹介しました機能的部分を担当しているのは本部になっております。他には理事会、消費者紛争調停委員会などがあり、全体で269人で構成しております。

機関組織図を見ますと、一番重要なのは、政策研究本部、教育情報本部、消費者安全本部、試験検査局、被害救済本部、また、図の右側の紛争調停委員会、これらの組織で消費者の関連活動を行っております。各業務を支援するために、各室などが設置されております。

次は、消費者基本法の施行に伴う韓国消費者政策の変化について申し上げます。消費者政策のパラダイムです。過去の消費者保護のパラダイムから、現在は自主的な権利者としての消費者にパラダイムが変化しております。

その理由は、過去の市場の失敗の補完、個別的被害救済から、現在の政策が、自ら責任を持つ自主的な権利者としての消費者の養成に変わったこととございます。

消費者の役割は、従前は受動的な地位だったのですが、現在では、消費者自らが企業と対等な地位に立つ積極的な役割を担うものととらえております。このために政府の支援を強化して、消費者の力量を高める努力も必要だと思っております。

次のパラダイムは、消費者取引の透明性及び安全な消費生活の確保・期待でございます。消費者団体訴訟と集団紛争調停を導入することで、事業者の不当行為、違法行為が抑制されることで、消費者取引の透明性が確保できます。また、消費者安全センターの危害警報発令など、消費者安全確保の努力を通じて、高いレベルの安全な消費生活を確保しております。

消費者政策推進体系としましては、消費者基本法に基づいて3年ごとに消費者政策に関する基本計画を樹立しておりまして、消費者政策委員会が担当しております。消費者政策樹立は、過去には公務員が中心となった活動だったのですが、最近では民間の活動を重視して、民間出身の委員長と財政経済部長官の共同委員長制度を導入しております。

消費者政策においては、消費者紛争を効果的に解決するために、消費者団体訴訟制度と集団紛争調停制度を導入しております。そして、事業者による消費者相談機構の設置を進めております。

まず、消費者の苦情及び被害の迅速な処理のために、事業者によるCCMSシステム、消費者苦情処理システムというんですけれども、その設置を進めております。

そして、集団紛争調停制度に関しましては、消費者に生じた金銭的な被害を集団的に救済できるようにした制度でございまして、とても効果的な制度でございまして。

次の政策提案は、消費者安全の強化でございます。韓国消費者院においては、消費者安全センターを法定機構として設けておりました。業務及び危害情報の収集及び処理の手続を消費者基本法で法的に規定することで、業務の効率性と安全性を図っております。他方で、消費者の能力向上及び自主力量を高めるために、情報提供及び能力向上プログラムも実施しております。

次に、韓国消費者院の変化について説明申し上げます。韓国消費者院の業務が消費者保護院時代の消費者保護から、消費者の権益増進に変わること、機関の名称も変えました。また、消費者安全センターを法定機構化したほか、集団紛争調停制度を導入しました。加えて、放送事業の遂行を法的に規定しております。

また、所管の変更がございました。韓国消費者院はこれまでは財政経済部が所管しておりましたが、現在は公正取引委員会にその管轄権が移管されております。

公正取引委員会は、消費者関連業務を統合的に処理しております。私の知る限り、日本とは違って、韓国の公正取引委員会は担当業務が多岐に渡ります。消費者本部は、消費者政策関連チーム、消費者親睦チームなどがあり、消費者の団体との情報交換などの業務を担当しております。

韓国消費者院の2008年の重点事業体系について申し上げますと、まず、消費者安全確保のためのインフラ強化、消費者力量向上のための情報提供強化、新消費者問題に迅速に対応するための市場監視機能の強化、集団消費者被害に対する先制的対応、地方消費者の権益増進・基盤整備、消費者問題解決のための国際交流及び関連機関との協力強化などを設定しております。

私の知る限り、日本においては福田総理が昨年9月に就任しておりますけれども、韓国では、昨年12月に新しい大統領が選出されまして、今年2月末に就任予定でございます。それに伴って、新しい政策の変化が予定されております。

韓国においては、財政経済部が消費者政策を統括し、また、消費者安全に関する仕事などは財政経済部と公正取引委員会がともにパートナーとして仕事をしてきましたが、今後は、公正取引委員会が消費者基本法の運営、消費者政策の基本計画、消費者政策委員会の運営などを統合的に進めていくことになっております。

次期政府では、様々な点において規制を緩和していく方針でございます。次期政府は市場経済政策の強化とともに、消費者問題に関しても事後的な管理機能を強化していくものと想定しております。

韓国の場合、自由貿易協定（FTA）の締結など、消費者時代のグローバル化が急速に進んでおります。

グローバル化に伴い 電子取引時代において、電子商取引、また海外旅行などで国境を超えた国際消費者紛争の原因となっておりますけれども、それを解決するためのガイドラインなどの用意が必要でございます。

また、私たちは、消費者政策と競争政策の連携によって、そのシナジー効果がつくられるものと考えております。

福田総理が消費者問題にとっても大きな関心をお持ちなのを見て、21世紀の新しいリーダーシップを感じております。

グローバル化時代における消費者問題は、個別国家の問題ではなくて、すべての国の問題ですので、今後はこのアジア地域の国々が力を合わせて一緒に取り組んでいくべきだと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○松本部会長 ありがとうございました。我々の議論にとっても大変参考になる動きだと思います。

たっぷり質問をしていただきたいところですが、この後もさまざまな省庁からのヒアリングを予定されていることから、10分程度しか割り当てられておりませんので、その点を御考慮の上、質問をどうぞ。吉岡委員。

○吉岡委員 どうもありがとうございました。従来、財政経済部の傘下にあった韓国消費者院が公正取引委員会の方に移った理由は何かという点が1つです。

それから、消費者院が具体的に他の省庁に対して何か物を申ししていく権限を持っているかどうか。その2つを伺いたいと思います。

○パク韓国消費者院院長 韓国消費者院は過去20年間、財政経済部所属だったのですが、その財政経済部では、経済政策全般、マクロ経済を主に担当しております。ですから、消費者問題に関しては大きな力を注ぐことはできなかったのです。担当が一課のみだったことが1つの原因でございます。

他方、公正取引委員会の方は、市場の公正競争のための様々な規制を行っています。広告や約款、あるいは取引に関する問題、こういった市場の公正競争に関する問題は究極的には消費者の福祉のためのことですから、公正取引委員会の方で、この問題と消費者問題を一緒に取り扱った方がシナジー効果をつくれるのではないかと考えたわけでございます。

質問の2点目については、例えば、ある問題が生じたとき、消費者から被害に関する申出があれば、消費者院はその問題について調査・把握して、関連省庁の関連機関に対して何か措置を取るよう通知をします。

例えば、日本の厚生労働省に該当する保健福祉部に対しては、医療問題が発生し、医療被害者から被害届出がされたとき、それに関する調査をして、関連法律をどんなふうに変えるべきだとか、そういうことまで提言をしております。

○吉岡委員 従わないときはどうなるんですか。

○パク韓国消費者院院長 従わなかったときは他に方法はありません。しかし、消費者院の提言は、相当の部分は受け入れられております。マスメディアに対しても提言したことを通告していることもあり、大体は提言に従うのではないかと考えております。

○吉岡委員 ありがとうございました。

○松本部会長 水巻委員、どうぞ。

○水巻委員 所管の件ですけれども、公正取引委員会に移行することによって、韓国の公

正取引委員会は、ある意味での権限と政策執行力を持っていると思いますが、それは国民にとって非常にプラスになったのでしょうか。それが第1点です。

もう一点は、韓国の大統領は日本の首相よりも権限があるというふうに一般的に言われています。大統領が変わったときに、これまでの政策がころりと変わるようなことはないのでしょうか。この2点です。

(通訳より「最初の御質問がよく聞こえなかったんです」と声あり)

○水巻委員 移管することによって公正取引委員会の権限と執行能力が非常に高まったと思うのですが、それは韓国の国民にとってプラスになったのでしょうか。

○パク韓国消費者院院長 財政経済部所属時代と公正取引委員会所属している現状を比較すると、表面的な変化はないのですが、各企業にとっては、談合監視などの競争政策にかかわっている公正取引委員会が消費者問題を取り扱っているということは、企業にとっても相当な影響力を与えていると把握しております。

特に最近、集団紛争調停制度という制度が導入されたことで、企業の方は相当緊張しております。なぜならば、従来の、個別個人的な訴訟によって被害救済申請をしても、企業にはあまり影響がなかったんです。しかし、例えば50件、100件以上の被害を一緒に集団として問題視することで、企業にとってはその問題を解決することが相当な負担になっているとともに、それがメディアに発せられるから、企業のブランドイメージを気にせざるを得ない、そういうところがございます。

こういったしくみが、企業に、品質管理や、安全の確保とか、そういった消費者のことに気を遣わせることができる特徴だと思います。

○松本部会長 ほかにも質問の方、多数いらっしゃると思うのですが、申し訳ありませんが、後の議事の進行の関係で、質問は一旦ここで止めさせていただきます。ただし、パク院長は土曜日まで日本に滞在されて、国民生活センター等訪問される予定でございますので、疑問点を事務局の方に出していただければ、パク院長の滞在中に事務局の方でいろいろ質問して、全員に対して、こういう質問に対して、こういうお答えでしたということがわかるような形できちんと解明したいと思いますし、帰国された後も引き続きいろいろ質問をさせていただけると思いますので、この場でメモして出していただいても結構ですし、後ほどメールでやっていただいても結構ですが、そのようにさせていただきたいと思いません。

それでは、パク院長、お忙しい中を大変ありがとうございました。(拍手)

(韓国消費者院関係者退室)

(経済産業省関係者入室)

○松本部会長 それでは、国民生活センターの在り方についての検討に移りたいと思いません。

まず、関係省庁の方より御説明をいただき、続きまして、地方公共団体の方に御説明をいただきます。それぞれの御説明の後で、これも非常に短くて恐縮ですが、5分程度の質疑の時間を設けたいと思いません。

まずは経済産業省から 15 分程度で説明をお願いいたします。

○安井消費経済政策課長 経済産業省の安井でございます。よろしく願いをいたします。

それでは、お手元の資料 2 になるんでございませうか、「経済産業省と国民生活センターとの連携について」という資料をお配りしてございますが、まず、いただいた課題の中に、最近の消費者政策の重点は何かというお話をいただいております。

私ども、今、商務流通グループというグループをつくっておりますけれども、大きく分けて 2 つの機能を持っております。

1 つは、悪質訪問販売とか、クレジット契約とか、俗に言う悪質商法対策ということでございまして、今般の通常国会を目指しまして、クレジットを用いました悪質訪問販売など、非常に深刻な被害が出ておるものですから、これに対応できるように、特定商取引法という法律と、クレジットの方の割賦販売法という法律の大幅な見直しの準備を進めさせていただいているところであります。

主な内容は、新聞などでもよく流れておりますけれども、現在は、訪問販売や電話勧誘販売という販売形式であって、かつ、ある特定の商品、もしくは役務を扱っている場合が規制の対象といたしますか、消費者保護の対象になっておりますけれども、この指定商品制、指定役務制を見直しまして、俗にはネガティブリスト化といわれておりますけれども、法律などで保護されているもの以外のものは原則適用という形に転換できないかというのが 1 点目であります。

それから、消費者団体訴訟制度が今年度から消費者契約法にも入っておりますけれども、これを特定商取引法の体系にも導入ができるのではないかという話であります。

それから、民法的には非常に難しいんですけれども、高齢者その他に、使えないほどというんですか、とんでもない量、過量を売って、経済的に立ち行かないような状態にしてしまうという例がよく報道されておりますので、そうした場合に取消権を設定できないだろうか。

それから、今度は逆にクレジット取引側から見れば、御本人が払えもしないような過剰な与信をしてはいけないとか、そもそも個品割賦購入という特殊なクレジットなわけですが、この事業自身を参入規制を設けまして、登録なり何なりの手続を受けた方しかこの事業はできないし、また、そういう制度にすることによって行政規範処分なり行政監督に服さしめる。

それから、特商法などで契約が取り消されるような不当な契約をした場合には、既にクレジット会社さんに払ってしまった分も取り返せるような制度が、ある程度限定された場合にはなると思いますが、そうしたものをつくっていけないか。

こうした課題を昨年 2 月から 12 月までやりました産業構造審議会の関係小委員会の方から御提言をいただいておりますので、今、これをできるだけ実現するべく作業を進めているところであります。

それから、もう一つの柱が製品安全でございまして、一昨年、パロマの事故を契機といたしまして、基本的にはあらゆる製品の重大事故の報告制度を法定いたしました。去年、

更に経年劣化に対応するべく、長期使用されていることが見込まれるものであって、消費者の方が通常点検できないようなものについては、一定の、費用などの問題がありますけれども、メーカーの方に点検をしていただけるような、いわば経年劣化対策ということで、事故が起こった後の情報収集と公表制度に加えて、事前の事故の発生の確率を下げるといったような、こうしたものが最近、行っているし、取り組んでいるところでございます。

1 ページめくっていただきまして、国民生活センターと本省、経済産業省との連携関係についてでございますが、特に近年、実は非常に密接な関連でございます。

まず1つ目は、国民生活センターの方から幾つか、政策提言とか、あるいは情報提供などをいただいております。ちなみに19年度は、これまで6件の要望と7件の情報提供をいただいております。

例えば、下に例を書いておりますけれども、ベビーカーに子どもさんが指を挟むので注意をしなければいけないというのをいただきまして、私どもの、後でも出てまいりますNITE（製品評価技術基盤機構）の方でも試買テストをちょうどやっておったところですが、こうした御指摘も受けまして、メーカーに対して、表示とか、あるいは部材の形状変更とか、こうした指導を行う契機とさせていただいております。

あるいは、お風呂に子どもさんを入れるときに、ぽかっと浮かせておく浮輪があるんだそうですが、これによる横転事故も御指摘をいただいております。これを契機としまして、自主回収、あるいは新聞による社告その他、こうした対応を取ってもらうように措置をする。そういう意味では、提言をいただいて対応するといったようなものがまず1つございます。

2つ目は、PIONEERであります。一昨年来、いろいろお願いをしております。今まではペーパーベースの情報交換しかできなかったところなんですけれども、昨年12月に内閣府と国民生活センターさんの協力もいただきまして、今、経済産業省の4つの端末で直接閲覧することができるようになっております。これらによって、製品安全グループと悪質商法系統グループが迅速に、トラブルの状況とか、あるいは傾向確認とか、いろいろなことができるようになって、非常に私どもとしては使わせていただいていることでもあります。

次のページでございますが、あと、一般的な情報交換も勿論やらせていただいておりますが、更に国民生活センターに期待することも書けという御指示でございます。私どもは、政府と国民生活センターの間の情報ネットワークが非常に整備されて、直接アクセスできるようになって、非常にいいとは思っておるんですけれども、消費者情報というのは、確かに個人情報との関係もあろうかと思っておりますけれども、消費者保護の分野で活動するいろんなセクターにできるだけ活用してもらえようようにしていただく方がいい。例えば、私どもが行政処分をする材料にするような情報のときも勿論あるんですけれども、逆の立場から言うと、どうやら、こういう業者さんはなかなか問題が多そうだから、みんなで気をつけようねというような注意喚起にも使えるようなやり方もあるんじゃないかと思っております。

2つ目の思いは、最近、消費者保護法制が非常に整備されてまいりまして、適格消費者団体さんとか、民間ADRさんとか、いろいろあるわけだし、勿論、既存の消費者団体さんもいらっしゃるわけなんで、こうした多くの団体と人材の交流と支援のかなめになっていただくといいなと思うのであります。

それから、もう一步踏み込みまして、古くて新しい話なんですけれども、経済産業省は行政庁でありますので、どうしても行政処分、つまり事後チェックのお仕事が多くなるわけでございますが、一番いいのは被害を未然に防いでいただくことだと思っております。そういう意味では、悪質商法の情報とか、問題ある製品の情報を対消費者にフィードバックしていただき、あるいは消費者教育の分野で、今、情報のかなめとなっておられる部分を、私どもは勿論、教育を受けたいんですけれども、いわば消費者の自己防衛能力を高めていただくのに活用できると、より一層よいのではないかと考えておるところでございます。

次のページでございます。私どもが今回いただいている御指示の中に、国民生活センターと私どもの所管独立行政法人であるところの製品評価技術基盤機構とはどんな連携になっているのかということをお説明せよという宿題をいただいております、お答えをしようと思っております。

2つの団体、似ているような、ちょっと違うようなというところがありまして、製品評価技術基盤機構というのは、基本的にはリスクアセスメントを行う専門機関でありまして、製品安全4法というんですけれども、法律に基づく製品安全業務を行うための立入検査をやったり、事故分析をやったりというのが大きな役目でございます。

国民生活センターさんは基本的に消費者センターさんからいただくような情報に基づいて商品テストをやっていただくような感じで、私どもの方は、どちらかというとハードというんですかね、やや処分的色彩のある分野であります。技術的には非常に隣接していると思っております。そういう観点から、たまたまなんですけれども、本日付で、NITE（製品評価技術基盤機構）と国民生活センターの間で、両者の連携強化の推進に関する合意というのが理事長ベースで取り交わされております。

1つは、先ほども若干触れましたけれども、事故情報の共有を進めましょうということでもございまして、国民生活センターさんのPIONEER、多分、日本で初めてなんだと思うんですけれども、独立行政法人であるところのNITEにも設置をしていただいて、NITE側からもアクセスができる。それから、消費生活用製品安全法のような体系と、それに付随するいろんなルールで、NITEにも事故情報がたくさん集まるものですから、こちらの情報などは逆に国民生活センターさんに提供しまして、そこを経由して、また地方の消費者センターとか、そうしたところに共有をしていただくという、こういう事故情報のワンストップ的なアクセスができるような体系に持っていきたいというのが1つでございます。

それから、商品テスト分野というのは、先ほど申し上げたように、技術的な得手、不得手もあるんですけれども、試験器具を2つの機関で両方持ち続けるというのも容易ではご

ざいませので、お互いの知見や保有する設備に応じて、できるだけ早い段階で案件のすり合わせを行って、両方の持っている資産が最大限、国民の保護に使えるように振り向ける、同じようなことをやって無駄にしないようにするということを実現させていただきたいと思って、ここに申し上げておりますような協定を本日つくったところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、経済産業省と国民生活センター、N I T Eと国民生活センターとの連携の関係について、御紹介をいたしました。

お手元にオレンジ色のパンフレットが行っていると思いますが、こちらが今、出ておりましたN I T Eのパンフレットでございまして、製品事故とか、こういうものについて、いろいろやっておることを紹介させていただいたところであります。

とりあえず私からの説明はこれまでといたしたいと思えます。

○松本部会長 ありがとうございます。

それでは、5分程度しかございませんけれども、どうぞ質問をお出しください。蔵本委員。

○蔵本委員 N I T Eと国民生活センターのテストについてお尋ねしたいんですけれども、私は企業に属しております、今のお話をお伺いすると、事故が起きたとか、消費者から問い合わせがあったら、国民生活センター並びにN I T Eが事故情報の原因を分析する、テストをするというふうになっているんですけれども、企業におきましても、企業の中で、例えば、原因不明のものがあつたりとか、究明に非常に時間がかかつたりする場合があるんですけれども、そういったものについても依頼をすればやっていただくことは可能なんでしょうか。

○安井消費経済政策課長 私の知る限りでは、国民生活センターさんの方まではわからないんですけれども、N I T Eの方は、委託テストもやるはずでございます。

○蔵本委員 わかりました。ありがとうございます。

○松本部会長 佐野委員、どうぞ。

○佐野委員 先ほど事故情報のワンストップということをおっしゃったんですが、N I T Eさん、経済産業省のものは日用品であつて、すべてのものではない。消費者にとっては、ワンストップといつたら、すべての事故情報というふうに私たちは考えていますが、それに関して、どのようにお思ひですか。食品とか、ほかのものも一元化する、1か所に集めるということ、その方が消費者にとってはわかりやすいと思ひています。

○安井消費経済政策課長 情報を集めたり、分析したりするには、どうしても持ち込まれる方とか、あるいは法律の制度によって、例えば、製品安全法というのがあるので事故報告制度が存在していたり、こういうのがありますから、入口は若干あれかもしれませんがけれども、今、おっしゃつたように、私どものN I T Eが持っている情報を国民生活センターさんに提供して、それによって、いわば2つのところに消費者の方が行かないと、もしかしたら事故情報が抜けているかもしれないというのではなくて、国民生活センターさんから先を細かく具体的にどうするかわかりませけれども、国民生活センターさんのシステムで、1つのアクセスで必要な情報に一覧的にアクセスしていただけるようにするの

が望ましいと思っております。

○松本部長 品川委員、どうぞ。

○品川委員 今のは製品の事故情報に絡んで出されていたと思いますけれども、それ以外に経産省自体で、消費者の苦情だとか相談機能というのをお持ちだというふうに理解していますが、経産省に集められた、そうした消費者相談情報というのは、現実問題として、すべて国民生活センターの方に伝わる構造になっているのか。P I O - N E T 情報を経産省が見られるようになったというのは先ほど伺いましたけれども、逆の流れの方は実態がどうかということと、それから、今後、まず消費者相談の情報の入口を、今のお話と同じように集中するのか、それぞれに持つのかということについて、どんなふうにお思いでしょうか。

○安井消費経済政策課長 システムが大分消費者相談は違うものですから、今、この瞬間、私どもの相談室の情報が直接つながってはいないはずなんですけれども、私は基本的には、中期的というんですか、できるだけつながっていく方向に持っていくのがいいと思っております。

経済産業省に消費者相談の窓口があることをどう思うかという御質問になるんだと思うんですけれども、逆に、例えば、私どもが見ている産業とか法律とかについてのお問い合わせを一切受け付けませんというのはちょっと現実的ではなくて、つまり、国民の方から見れば、おたくの法律でしょう、だから、これはどうなっているんだとか、おたくの所管業種でこういう問題があるぞとか、こういうお話を受け付けないというのは、それはそれで国民サービス上問題があるのではないかと思います。

○松本部長 よろしいでしょうか。それでは、大体予定の時刻になりましたので、続きに移りたいと思えます。どうもありがとうございました。

(経済産業省関係者退室)

(農林水産省関係者入室)

○松本部長 続きまして、農林水産省から 15 分以内で御説明をお願いします。どうぞ。

○嘉多山消費・安全政策課長 農林水産省の消費・安全政策課長の嘉多山と申します。

私どもの方は、資料 3 - 1、3 - 2、3 - 3 という 3 部構成になっておりますので、これに沿って御説明を申し上げます。

最初に、資料 3 - 1 と 3 - 2 を並べていただくような形で見ていただけるとありがたいんですが、私どもの重点施策、3 - 1 を中心に御説明申し上げますが、基本的には農場から食卓までの各段階で、きちっと食品の安全性を確保するという取組みを徹底させることによって、予期された方法や意図された方法でつくったり食べたりした場合に、食べた人に害を与えない安全な食品を安定的にお届けをしていくというのが私どもの基本的な任務というふうに考えております。

その中で、参考資料 3 - 2 の下のところを見ていただければと思いますけれども、国際的にも食品安全行政につきましては、1 の国民の健康保護が最も重要というのは当然のことながら、最終製品をチェックをして、それを流通から排除するというに加えて、そ

れぞれ生産から消費にわたる各段階で、フードチェーンアプローチということで、きちんとリスクを下げていくということをやっていく。その場合に、科学に基づく判断、未然防止という観点でリスク分析という考え方を導入しておりますし、平成15年に新たにつくられました食品安全基本法についても、この理念を反映をさせているということでございます。

そういうことを踏まえまして、資料3-1の下にございますように、私どもは、1つは、農薬とか肥料のような農業生産に使われる資材についての生産、製造、流通といったところを規制することに加えまして、農林水産物の生産、流通、消費の改善という中で、食品の安全を確保できるような取組みというものを推進をしていく、普及していくということを中心にごやっておるということでございます。

2ページ目をごらんをいただければと思います。こういう中で、食品の安全の確保という点につきましては、①に書いてございますように、科学的原則に基づいたリスク管理の推進ということで、有害化学物質や有害微生物等につきまして、標準手順書というものをつくっておりますけれども、これに基づきながら、実態の把握、消費者、あるいは食品事業者などの関係者の皆さんの御意見を伺って、優先順位づけをしてリスク管理を進めていくということをやっておるということでございます。

その辺につきましては、参考資料の2枚目のところに出ておりますけれども、上の方はリスク管理の手順を示しております。それから、その下にございますが、これは現在、力を入れてやっているところでございますが、有害化学物質とか有害微生物につきまして、どの程度汚染が進んでいるのか、あるいはそうではないのか、健康影響があるのかどうかということ予測するための情報の収集というものをやっておりますし、ある程度情報が集まったものにつきましては、適切なリスク管理といったものができるような形で施策を進めているところでございます。

それと併せまして、先ほど申し上げたような農薬、肥飼料といった生産資材の適正使用の推進とか取締り・監視の徹底。

それから、これは食品の安定供給ということになりますけれども、家畜、植物防疫体制の強化ということで、家畜の伝染病なり農作物の病虫害の防疫措置、あるいは輸入検査の徹底といったことを進めておるということになります。

それから、これらの施策の過程で、リスクコミュニケーションという形で、消費者を初めとした関係者の皆様の御意見もよくお聞きするということでございますので、参考資料の2枚目の下の方でございますように、2003年の7月から4年間の間でございますけれども、食品に関するリスクコミュニケーションということで、275回の会合を開催して皆様の御意見を伺っているということでございますし、地方部局では更にシンポジウムなり意見交換といったことも進めているということでございます。

それから、当然ながら、リスクコミュニケーションにつきましては、食品については、農林水産省だけではなくて、厚生労働省、食品安全委員会と連携して進めているということでございます。

それから、消費者の信頼の確保ということでは、食品表示の適正化ということで、これも参考資料の最後のページを見ていただくと、食品表示に関する信頼の確保という取組みが出ておりますが、最近の食品偽装、表示偽装といったものの中で、消費者の信頼が非常に揺らいでいるというふうに考えておりました、これに対応して、食品事業者が消費者の信頼を確保するために、きちんと取り組むようにということで、そういう機運を醸成をしようということと、取り組んだ方をきちんと評価し、奨励する枠組みづくりをしていくということをしております。

それから、JAS法になりますが、品質表示につきましても、従来は業者側の取引については表示義務の対象ではなかったわけでございますけれども、これを今年4月から、業者間の取引についても表示義務を課すということで、不正表示を抑止をしようということで改正を考えているということでございます。

それに加えまして、監視の強化ということで、警察庁初め都道府県、関係の保健所といったところとの定期的な意見交換なり、連携協定の締結ということで、連携を強化し、更に広域重大案件に対しての監視を強化するというので、食品表示特別Gメンを、20名ほどでございますが、設置をするということで対応の強化を図っているというのが現在の重点施策ということでございます。

元の資料に戻っていただきまして、国民生活センターとの連携ということでございます。これにつきましては、先ほどらいございましたように、国民生活センターに寄せられる情報・相談といったもの、それから、私どもに寄せられる情報・相談といったものを、農水省と国民生活センターの間でできるだけ共有をすることが基本であろうということになりますし、そういう中で、都道府県の消費者生活センターからの意見、情報とか、それから、国民生活センターでのノウハウといったものも活用させていただけるのではなかろうかというふうに考えているわけでございます。

私どもの方は、こういう情報・相談に応じまして、原因の究明ですとか、業界、あるいは特定の会社ということもございまして、そういうところへの適切な指導をする。あるいは食品の安全に係るリスク管理の中に反映をさせていく。それから、そういうものについて、リスクコミュニケーションという形で、消費者の皆様には正確な情報をお伝えをしていくということを進めていくということになりますし、国民生活センターにおかれましても、危害情報システムの活用といったことで被害拡大の防止を図っていただくとか、あるいは消費生活相談へ、あるいは調査をする際に御参考にしていただくというようなことが御協力できるのではないかと考えております。

それから、私どもからの期待ということで申し上げますと、リスクコミュニケーション、先ほどのように270回ほど開催をしているわけでございますけれども、こういうものも開催をするといったような情報、それから、その内容について、消費生活センターなり、都道府県の消費生活センターの経路も通じて、是非いろんな方に参加をいただけるように情報提供していただくというのも重要ではないかと考えている次第でございます。

続きまして、資料3-3でございますが、私どもの農林水産消費安全技術センターと国

民生活センターとの連携ということでございます。

1 ページ目は業務の内容でございます。FAMICと呼んでおりますが、農林水産消費安全技術センターの業務としては、基本的には、食品の表示などに関する立入検査というものが中心でございますので、公的権力の行使を伴っておることになります。昨年の4月になりますけれども、食品表示、農薬、肥飼料に関する立入検査を行う3つの機関が統合したという形で、そういう意味では、生産から食卓までという中で統合して効果を発揮をさせようということで、今、頑張っておるところでございます。

2 ページ目は業務でございますが、これは「国民の声」と書いてございますけれども、当然、FAMIC自体が収集するもの、農水省に来るもの、国民生活センターなりに入ってくる情報をいただいて、それを精査した上で立入検査を行い、必要に応じて行政命令、あるいは処分というものを出すということになりますので、表示の改善ですとか、汚染された肥料や飼料がないとか、登録されていない農薬を使わせない、流通させないといったもので、それぞれの法に基づいて適切な措置を取っていくという形になっております。

こういう中で、FAMICにつきましては、その下の段になりますけれども、やはり国民の皆様からの情報をきちんと最大限活用したいということで、できるだけ広範に情報を収集をしたいということだろうと思えますし、国民生活センターと連携をさせていただければ、国民生活センターが受け付けておられる情報も含めて活用することが可能になりますので、そういう意味で情報の共有化を図っていきたいというふうに考えておるわけでございます。

現在、国民生活センターと農林水産消費安全技術センターの間で連携をどういうふうに強化するかということで相談をしている最中でございますが、まず、PIO-NETを国民生活センターからFAMICの方に接続をするということを今、技術的な詰めを行っているということでございます。

3 ページ目でございますが、今後、連携の内容として、強化をしていきたいというのは、先ほど申しあげましたPIO-NETを起点にしまして、国民生活センターや全国の消費生活センターに入ってくる消費者、国民の皆さんの食品に関する相談情報といったものを提供いただくことができるようになりますし、それに対応して迅速な立入りができるというふうに私どもとしては期待をしているところでございます。

それから、私どもからも、違反の事案について、どういう状況になっているのかといった対応の状況の概要といったものを提供させていただくと、消費者相談業務にも活用してもらえるのではないかと考えておることでございます。

2つ目は、商品テストへの御協力ということでございます。FAMICは、先ほど御紹介したとおり、食品の分析とか、DNA分析といった技術的な知見、蓄積がかなりあるというふうに私どもとしては考えておまして、こういうものを生かして、FAMICでの調査、分析といったものは積極的にお手伝いをさせていただく、御協力をさせていただくことができるのではないかと考えておりますし、国民生活センターで独自に行われる場合にも、関連の技術者等がおりますので、御要請があれば、技術的な助言も含め

て御協力ができるのではないかというふうに考えております。

それから、更にFAMICの場合は、研修会とか講習会といったものもかなり開催をしておりますので、国民生活センターなり消費生活センターの相談員の方を対象にしたものと、研修会、講習会といったもの、あるいはむしろ共催でそういう相談員の方を対象とした研修会を開催していくということで、消費者の皆さんの御理解なり情報提供というものを適切にできるというふうに考えている次第でございます。

私の説明は以上でございます。

○松本部長 どうもありがとうございました。

それでは、5分程度質疑を行いたいと思いますので、どうぞ御質問ください。齊藤委員。

○齊藤(ひ)委員 済みません。検査の項目で、放射線汚染とかの検査は可能でしょうか。

○戸谷理事 農林水産消費安全技術センターでございますけれども、私どものところでも、食品の放射線を計測する装置等はございます。ただ、これはそんなに数多くあるわけではありませんで、大量にというのはなかなか難しいんですけれども、そういう装置は一応、有しております。

○齊藤(ひ)委員 ありがとうございます。

○松本部長 どうぞ、齊藤委員。

○齋藤(憲)委員 情報PIONEERとFAMICなどの情報を交流して一元化するのが望ましいと思うのですが、そのときに、立入検査関係情報など、いろいろの義務を負って保有している情報がありそうな気がします。留意すべき点はございますか。

○戸谷理事 例えば、立入検査なり、いわゆる検査に関する情報ということになりますと、これは守秘義務といいますか、具体的な行政処分等につながる情報でございますので、その辺のところはなかなか、広く共有化というのは難しい部分があるかなという感じはしておりますけれども、一般のいろんな相談情報につきましては、国民生活センターさんの方にもお役に立てられる情報があるのではないかというふうに思っております。

○今城総務課長 ただいまの補足でございますけれども、寄せられた御質問について、種々雑多なものがございます。その中で、これは非常に疑義情報の可能性が高い、確度が高いというときには立入調査に入るわけでございますが、それを事前に皆様にお話しするわけにはなかなかまいらない。よくおわかりのとおり、立入検査しますよというのがわかってしまうわけで、それはなかなか難しい面がございますが、例えば、その結果、どういう是正が図られた、どういうことが行われるようになった、どういうことが注意点かというようなことは、結果として、それは情報として御共有させていただくということになると思いますが、一部そういうものがございますので、そこはちょっと御留意いただきたいということでございます。

○松本部長 ほかに御質問ございませんでしょうか。どうぞ、岡田委員。

○岡田委員 PIONEERにかなり期待を寄せられていらっしゃるのによくわかったんですが、ただ、PIONEERの場合、取引に関しての苦情というのが中心になっていまして、食品の場合は苦情というより、むしろ問い合わせとか相談というところに問題が潜

んでいるというのがあるように思います。その意味では農水さんの方の「消費者の部屋」ですか、あちらにもいろんな情報が入っているかと思います。今後、もし連携されるということであれば、国民生活センターの情報収集の部分もちょっと変えなければいけないのではないかと思います。それが1つ。

あと、P I O - N E T の場合、必ずしもすべての区、市町村までつながっていません。ですから、もっと広く、窓口開いているところの情報が全部P I O - N E T に入ってくるように今後ならないと、せっかくパイプがつながったとしても、期待したほどの効果が出ないのかなというふうに思いますので、是非その辺も打合せのほどお願いしたいと思います。

○松本部部长 ありがとうございます。それでは、そろそろ次の方に移りたいと思います。どうもありがとうございました。

(農林水産省関係者退室)

(厚生労働省関係者入室)

○松本部部长 それでは、続きまして、厚生労働省からまた15分以内で御説明をお願いしたいと思います。それでは、どうぞ、お願いいたします。

○香取参事官 厚生労働省でございます。お手元に資料を2つ用意してあると思いますが、最初にヒアリング資料からお示ししたいと思います。1ページをお開けください。

厚生労働省関係のいわゆる消費者行政と言われている分野ですが、私ども、社会保障を担当するということで、生誕から老後保障、死ぬまで、全体を見ているということで、その意味で言いますと、厚生行政全体がさまざまな形で国民と直接かかわりを持っていることになるわけですけれども、今回、議論されているテーマとの関係で言いますと、大きく分けますと、私どもの行政の中では、いわゆる衛生行政と言われている、衛生規制にかかわる行政分野が恐らく該当するのではないかと思います。

大きく分けまして、1つは、食品安全対策ということで、これはまた個別に御説明しますが、食品衛生法に基づくさまざまな食品の規制、あるいは残留農薬、添加物、あるいは衛生規制ということで、賞味期限等々の表示の問題がございます。

2つ目は、医薬品の関係でございます。医薬品につきましては、基本的に製造、流通、輸入、販売、すべて許認可行政ということで、物資としては完全に規制されている物資ということになりますので、それ全体がある意味では衛生規制の中に入るわけですが、直接消費者との関係で言いますと、市販された後の回収、あるいはいわゆる副作用が出た場合の対応といったような関係の安全性の確保の問題。

3つ目は、家庭用品等における化学製品の安全性の問題ということになるかと思います。

1ページめくっていただきまして、まず、食品衛生法の関係でございますけれども、B S E の事件がありましたときに、食の安全ということで、政府全体で食品安全行政についての基本的な枠組みの見直しということをしていただいております。いわゆる食品に係るリスクの評価というものと、リスクの管理というものを分離をするということで、食品の安全性

に関するリスク評価については、内閣府に食品安全委員会を置きまして、ここで一元的に管理をする。その食品安全委員会のリスク評価に基づきまして、厚生労働省におきましては、食品衛生法に基づきますリスク管理を行うという体制になっております。

基本的に私どもの行政の目的は、そこにありますように、食物、飲物、飲食に起因します衛生上の被害、健康上の危害の発生の防止ということになります。

食品の場合には、医薬品と違いまして、本質的に食品それ自体が有害なものということではないわけですが、食品自体に毒性がある場合、あるいは有害なものについては、当該物資の販売の禁止をする。

それから、さまざまな食品製造の過程で添加物が入る場合があります、その添加物については、これは規制物資になっておりまして、ポジティブリスクで使っていい添加物を決め、かつ、その添加物が確実に規制の範囲内で使用されている、あるいは使用されていないものがないということを確認していくための規格の基準、監視の指導ということを行っております。

もう一つは、食品の包装容器等々、食品に付随する、間接的に人間の体内に摂取されるようなものについての規制というものを行い、かつ、いわゆるリスクコミュニケーションということで、国民に対する情報開示というものをしていくことになります。

実施体制は、基本的な規格の策定でありますとか、監視体制は国においてありますし、輸入食品につきましては、検疫所が港、あるいは空港において監視指導を行うこととなります。製造業者、あるいは食品を提供している飲食業に対する監視指導、営業許可につきましては、これは都道府県、政令市の段階で、いわゆる保健所行政ということで自治体において行われていることとなります。

基本的に食品に伴うリスクということで、発生する被害は人間の健康にかかわる被害ということになりますので、通常、危害が発生しますと、食中毒でありますとか、あるいは感染症でありますとか、いわゆる医療的な処置が必要な事項が発生するということで、基本的には感染の後始末というか、後の対応が医療対応ということになりますので、いわゆる衛生部局、都道府県という衛生部、あるいは保健医療部といったところと連携を取りながら行政を行うという体制を取っているところでございます。

2枚目に、表示の話につきまして1枚用意いたしました。食品衛生法の表示は、申し上げましたように、飲食に起因する衛生の危害の防止ということになりますので、真ん中に「表示義務の対象」とありますように、まず、当該食品について、安全性が担保されていることをいわば担保するための表示を求めるということで、当然、製造した人、製造業者、物の名称、消費期限等々、それと添加物等がある場合については、それについての表示、あるいはアレルギー性のリスクのあるものについては表示ということ、基本的には、飲食に起因して健康被害が発生する可能性があるものについては、一定の基準で表示を求めるということになっております。

表示につきましては、JAS法その他、農水省さんの所管する法律においても別途の観点から一定の表示を求めているということがありまして、同じ表示というツールを使って

行政目的を達成しているということで、表示についての両者の間での記号の統一でありますとか、表示についての整合性を取るための共同会議というものを持っておりまして、表示については、各制度間の表示を一元的に行う、あるいは相談については共通の窓口をつくるということで、現在、外郭団体等におきまして表示の設置を行っているというところでございます。

次に、医薬品でございますが、4ページになります。申し上げましたように、そもそも医薬品は製造、販売、流通、すべてについて規制がかかっているわけですが、ここでは、いわゆる市販後の安全対策についての概要を申し上げます。

薬というのは、大きく分けまして、医療用医薬品というものと一般薬というものがございまして。医療用医薬品は、基本的に医療機関が治療の過程で使うということで、その意味で言いますと、直接国民が窓口で買って自分で使うというものではありません。一般薬というのが我々が薬局の窓口で買うというものになるわけで、全体の医薬品の8割が医療用医薬品になりますので、基本的には医療用医薬品を念頭に置いたさまざまな規制が行われております。

まず、一番最初が副作用の報告ということで、これは薬が実際に使われました後、副作用、あるいはいろんな重篤な障害が発生した場合に、その情報を製薬企業、あるいは実際に医薬品を処方した医師、薬剤師等が報告をする、これを義務づけているということがあります。

同様に、血液製剤、今度の肝炎などもそうなんですが、いわゆる化学的なものではなくて、人体に由来するもの、血液からつくるグロブリン製剤でありますとか、血液凝固因子製剤でありますとか、あの手のものにつきましても同様の規制がございまして。こちらは、副作用とは別に、例えば、血液を提供した人自体が何がしかの汚染があった場合には、それが製剤にも反映するというので、副作用とは定義的には違う、いわゆる感染症系のリスクがあるということで、これについては感染症予防法で、基本的には薬事法と同様のスキームで、副作用、感染症があった場合の情報を求めるというスキームがつくられております。

更に、薬の場合には、臨床試験の段階では必ずしも発見できなかったような副作用が発生する可能性があるということで、市販された後に、いわば追跡的にそういう事故が発生した場合の情報を確保するためのツール、あるいはその場合の必要な措置、回収措置その他が設けられております。また、その他にも一定期間がたった後の医薬品については、再度、その段階で承認の見直しを行うということで、再評価、再審査というものが行われております。通常、承認後8年の段階で、改めて承認を確認をするということを行います。

薬の場合には、当然、作用と副作用がございまして、そのバランスによって評価をしております。何年かたちますと医学が進歩いたしますので、より少ないリスクで、副作用で、同様の効果が出るような医薬品でありますとか、そういった新しい技術革新がありますので、審査基準そのものが変わるといことになります。したがって、その段階で、場合によっては既承認の医薬品であっても、取消しをして回収することがあります。

こういった安全性に関する情報は、1つは、直接国民に対して情報提供をするということもございますが、実際に医薬品を使用するのは臨床の医師ということになりますので、医療機関、あるいは医学関係者に対しまして、必要な情報をその都度流す。我々はよくドクターレターとか言っておりますけれども、緊急情報で流したり、あるいは添付文章の書きぶりを直してもらったりというようなことをいたしているところでございます。

医薬品の回収の全体の体制につきましては、5ページに書いてございますけれども、これは見ていただければというふうに思います。

2つ目にいただいておりますのは、国民生活センターとの関係ということでございますけれども、当然、国民生活センター、消費者にかかわるさまざまな苦情相談等々行っていると伺っております、食品でありますとか医薬品についても、実際の市場に出ている商品について、さまざまな問題が生じる可能性がありまして、これにつきましては、さまざまな相談事例の中から、生活センターの方で、いろんな形で分析をするなり評価をされまして、私どもの方に政策提言ということでいただきまして、その提言を踏まえまして対応しているということがございます。

そこに2つ、白髪染め、医薬部外品の例、もう一つは、いわゆる中食の食品についての指摘がございまして、これを踏まえて私どもの方で対応した例が書いてございます。

今般、P I O - N E Tの設置ということで、センターの方とお話をしまして、端末が厚労省のところにも置かれることになりまして、こういったものを通じて情報提供をいただいたり、対応したりということを詰めていきたいというふうに思っております。

国民生活センターに期待することについて、思うところを述べよというお話がございましたので、7ページに書いてございます。これは、国民生活センター、あるいは都道府県に置かれております消費センターなども同様のことがあろうかと存じますけれども、一方で、私どもの場合には、医薬品であるとか、あるいは食品であるとか、結構健康にかかわるものが多いので、場合によっては死亡事例になるとか、大人だったら大丈夫だけれども、老人や子どもだと危険だといった事例もありますので、基本的には、いただいた情報については迅速に対応するというのを心がけております。

そういうものであるだけに、先ほどの話のリスクの評価というところが必ずしも十分なされないまま情報が提供されて、迅速な対応が要るので動かすんですけれども、必ずしも情報の正確さが担保できない場合がございます。その際に手戻しをしたり、結局、因果関係を確定していくためには、製造物そのものの問題、あるいは使用法の問題、あるいは途中のプロセスの問題、そういったことを分析して因果関係を見ていかなければいけないんですけれども、そういったところについて、必ずしも分析できない場合があります。そのため、ある程度、情報の正確さというものについて、私どもの方でもフィードバックをしながら情報交換したりということをするわけなんですけれども、こういったことができるような体制を御相談いただければと思います。

それから、P I O - N E Tに関しては、かなり膨大な情報が流れることになりますので、やはりある程度整理をするといえますか、優先順位なり、情報の重要性みたいなものを類

型化したりということが多分必要でしょう。あるいは、緊急のものは緊急のものでイヤーマークがついているとか、何かそういうような工夫がこれから要るんじゃないかというふうに思っております。

あとは、私どももさまざまな形で、現場の職員でありますとか、我々の担当者でありますとか、あるいはこれにかかわる事業者などにいろんな形で教育研修を行ったり、啓蒙を行ったりしているわけでございますけれども、そういうときに、独法として、さまざまな形で御協力をいただければ、非常にありがたいというふうに思っております。

それから、2つ目、年末の閣議決定で、私どもに国立健康・栄養研究所というのがあるのでございますが、ここと国民生活センターとの間で連携を図るよという事で御指示がございました。これに関しましても、今の状況を説明をしるよという事で、用意をいたしました。栄養研究所の概要につきましては、1枚紙をつけてございますが、お手元にパンフレットをお示ししたと思うので、それを参考にしていただきたいと思っております。

実は、国民生活センターとの関係で御指摘を受けたのは、ここの1枚目に幾つか業務が書いてあるんですけども、通常の調査研究とか、食生活に関する調査とか、試験とかをやっているほかに、健康増進法で特別用途食品、いわゆる健康食品とか、機能性食品について、一応、承認をしているわけなんですけれども、これについての収去試験とか、そういった試験をやるよという業務が実はございまして、多分、この部分が接点があるんじゃないかよという事で御指摘をいただいたんじゃないかよというふうに思います。

それにつきましては、3ページを見ていただきたいんですけども、特別用途食品、いわゆる健康食品とか、そういう特別の機能を持った食品については、一応、食品の段階で許認可が行われているわけでございますけれども、それこそ、いろいろ御指摘があったり、あるいは表示と実際の中身が違ったりよということがあるんじゃないかよという指摘を受けたものにつきましては、都道府県の保健所が店頭から収去をしてまいりまして、それを実際に表示と成分が合っているかどうかとか、あるいは問題がないかどうかを試験をするよという手続がございまして、品目を選んだり、実際の収去を行うのは都道府県なんですけれども、収去した食品の検査をするのが実はこの栄養研の仕事となっておりますよ、そういった分析を、法律上は厚労大臣から依頼を受けて検査をすると、こういう手続に実はなっております。

当然、栄養研は食品に関するいろんな検査のノウハウですとか、専門性がある職員がいたりしますので、こういう仕事をやってもらっているわけでございます。多分、ここは1つ、国民生活センターの仕事との接点がいろいろ考えられるんじゃないかよという事で、私どもの方から情報提供するよということもあるでしょうし、センターの方からさまざまな形で御協力がいただけることあるかと思ひまして、そういう技術的なことありますので、実務者同士、担当の管理職、これは部長級になりますが、両者で今、御相談をさせていただいているところでございます。

雑駁、早口で恐縮ですが、私どもの説明は以上でございます。

○松本部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして5分程度で質疑をしたいと思いますので、御質問のある方はどうぞ。水巻委員、どうぞ。

○水巻委員 厚生労働省は非常に間口が広くて、いろんなことをやっておられると思うんですけども、医薬品及び食品については、国民はほとんど信用していないわけです。そうすると、私の個人的な見解ですけども、アメリカのFDAのような形の強力な組織をつくるという構想は、厚労省内部でないのでしょうか。今回の話とはちょっと違うんですけども、やはりそういうような発想をしないと、国民の安全・安心は確立できないような気がするんですが、いかがでしょうか。

○香取参事官 こういう場でお話しするのがいいかどうかあれですが、その御議論は中央省庁再編のときに、当時、企画と実施の分離という話があって、実施部門については中央官庁から切り離してエージェンシーにするという話がありました。印刷局とか造幣局というのは実はそのときに切り離して、特別な機関にしたんですけども、同様に薬については、許認可しているセクション全体をそっくり外へ出して、別のところへ出すというのはないのかという議論は当時あったというふうに記憶します。

ただ、当時の議論としては、今の制度だと、最終的に許認可を、承認を出しているのは厚生労働大臣ということになりますので、いわば行政の責任で最終的に許認可を出すという形になるわけです。外へ出すということになりますと、いわば政府から離れたところで許認可をすることになるということで、それがいいかどうかということがむしろ中央省庁改革委員会の方で議論になって、今の形になったというふうに記憶しております。

御指摘のような形はアメリカでも取っている形なので、形としてないものではないかとは思いますが、これは政府全体の、こういった許認可とか、そういうこと、事後的な副作用があったときの責任問題なども含めて全体をどういうふうに考えるかということにかかわることなので、厚労省として、どちらがいいかというのは、今、私のレベルでは御判断しかねるところでございます。

○松本部会長 蔵本委員。

○蔵本委員 食品などで、例えば、薬事効果をうたっているような広告宣伝をしたチラシがあるんですけども、それは厚生労働省では取り締まっておられないんですか。また別の管轄になるのでしょうか。医薬品以外のもので、薬事効果をうたうようなもの。

○玉川新開発食品保健対策室長 お答えいたします。医薬品としての効能効果をうたっているとすれば、それは薬事法の関係でありますので、医薬品担当部局が見ますし、それ以外で健康増進効果等について、虚偽、誇大な広告をしているということでありますと、健康増進法に基づきまして、厚生関係部局でそうしたものの取締りを行っております。

○蔵本委員 ありがとうございます。

○松本部会長 ほかにございませんでしょうか。ございませんようでしたら、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、10分程度休憩をして、それから再開したいと思いますので、48分ぐらいから再開したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

休 憩

○松本部部长　そろそろ後半の部分を始めたいと思いますので、着席をお願いいたします。
引き続き関係省庁からのヒアリングを行いたいと思います。

まず、金融庁から御説明をお願いいたします。時間は10分以内でお願いいたします。

○古澤政策調整官　金融庁でございます。資料はございませんが、今までの質疑を幾つか拝聴させていただきましたので、それも踏まえながら簡単にお話をさせていただければと思います。

御案内のとおり、金融庁の行政目的の中に、投資家保護、消費者保護を図っていくかということ自体が掲げられてございます。

先ほどから食品の問題その他ございましたけれども、金融庁で、利用者保護、どんな課題にここ数年取り組んでいるか思い起こしていただきますと、例えば、貸金業の問題について、まさに利用者と業者との関係にどういうように金融庁が取り組んできたか。

それから、保険金の不払いの問題もございました。これも我々サイドから見ますと、とても大事な利用者と業者との関係をどういうように考えるかという問題です。

それから、やや古くなりますけれども、無認可共済と申しておりますけれども、まさに根拠法のない共済、今まで、こちらの議論の中で、まさに隙間として取り上げられてきたような問題についても、金融庁は一定の取組みを行ってきたということでございます。

あと、外国為替証拠金取引というものがございます。これも以前の金融行政の網のかかかっていない部分だったわけでございますけれども、ここも、この前の金証法の改正などもございまして、利用者保護という観点から取り組まさせていただいているというのが、金融庁と利用者保護との関係で我々が取り組んできている具体的な課題でございます。

加えて、先ほどの御議論などを伺いまして、若干触れておいた方がいいなと思いましたが、釈迦に説法かもしれませんけれども、利用者相談室についてでございます。その活動状況、その話がまたP I O - N E Tの話にもつながってくるのかなというふうに思います。

これは、もともと始まりましたのが17年7月でございます。相談員の方も含めて、大体14人でスタートした組織でございますけれども、だんだん膨らんでまいりまして、今、25人というふうに体制を広げてございます。年間に結構相談件数がございまして、大体4万件、多いときですと5万件。例えば、先ほどございました保険の不払いの話が出ますと、急にまたその関係で相談が増えるとか、貸金の問題が出てまいりますと、その関係の相談が急に増えるというようなことでございまして、年間4万件～5万件に上るような相談を受ける窓口というのを直接受けておるわけでございます。

ここで、先ほどのP I O - N E Tとの関係で議論を深めていただく中で、2点、注意するところがあるかなというふうに思っております。先ほど農水省さんのところでも議論がございましたけれども、今度、P I O - N E Tの情報を我々がいただいて活用させてい

ただくというところも一方で議論しているわけですが、もう一方、今日、御議論を拝聴いたしますと、こちらの相談の議論をどうやって国民の皆さん、もしくは国民生活センターの方にフィードバックするか、これが確かに結構大きな課題だなというふうに思っています、御議論になったかと思えます。

正確ではないかもしれませんが、やはり監督行政として知り得た情報をどういうふうにお返しするかというのは、なかなか難しい課題があるのではないかということがございます。金融庁の利用者相談室の事例というのは、相当個別のものがございます。

他方、P I O - N E Tの方は、利用者の名前が必ずしも我々の方には伝わってこないと思うんですが、やはり個別に生かしていくということになってまいりますと、利用者の名前、業者の名前、どういう事例であったかということはある程度伺って、逆にそれを伺っているからこそ、実際の行政の中でフィードバックしていくということがあるわけがございます。では、それをそのまま、例えば、センターなどにフィードバックできるかというのは、ここは我々の中でも議論いたしまして、なかなかそれは難しいだろう、そのまま世の中に出すというわけにはいかないだろう。

今やっているのは、具体的な相談事例につきまして、例えば、「最近、〇〇銀行という聞き慣れない銀行ができたけれども、免許のある銀行ですか、預金保険の対象機関ですか、どのような預金が保護の対象になるんですか」などある程度具体的な形で、ホームページにどういう相談事例が来ていますというのを出しております。それから、それに対して我々がどういうアドバイスをしたかというの、やはり一緒に見ていただくというのが大事なかなと思ひまして、生の情報を基に、それをスクリーニングした形で、実際にホームページに載せて、役所の外の方にも使っていただけるように加工すると、こんな取組みをまさにやらせていただいているところでございます。ここは、まさにさっきから議論になっておりました、我々の情報をどういうふうに皆さんに返していくかというところに1つ、我々はこんなことをしているという事例として御報告させていただければと思います。

2点目と申しましたのは、P I O - N E Tの情報、まさに我々は利用したいということで、ほかの役所さんと同じように考えているわけですが、2つ問題がある。1つは、余りストレートな言い方になるとあれなのかもしれませんが、利用者の名前を出すかどうかというところがございますので、そこは役割分担があるのかな、利用者と申しますか、その個別の情報を我々が使わせていただくには、具体的にどういう事例があつて、どこの金融機関で、どういう商品でということ相当程度特定した事例でいただいているんだと思いますが、それを当然フィードバックするわけです。それをどう考えるか。利用者相談室でもらっている情報と、P I O - N E T、そこはちょっと役割分担があるのかなというのが、ここはまさに御議論いただくところだと思いますけれども、1つ問題意識として持っているところがございます。

もう一つは、事務的な話なんですけど、登録までの時間と検索にかかる時間がございまして、これも釈迦に説法ですが、御案内のとおり、金融の関係はととても足が速いんです。ある程度早く対応しないとイケないというところがございまして、ここら辺も、まさにセン

ターと議論させていただきながら考えられればというふうに思っておるところでございます。

最後、国民生活センターとの関係で、我々が期待し、かつ現実にお世話になっているところが更に2つございまして、1つが、先ほども出てまいりました多重債務の問題でございます。多重債務の対策というのは、我々の方でプログラムをつくりまして、それを政府レベルで取りまとめております、まさに国民生活センター、各県の消費生活センターに更なる御協力をいただきたいということでございます。

それから、金融経済教育の関係がでございます。我々だけではなかなか資源が足りないので、先生方にもお世話になりながら、また、金融広報中央委員会をはじめ様々な方に御協力いただいたり、いろんな方に御協力いただきながらやっているんですけれども、実際の方々とお話しさせていただいて出てくる大きなテーマが、まさに被害者救済と申しますか、消費生活の観点から、どういうトラブルに巻き込まれないようにしなければいけないか、こういうものを具体的に事例に基づいて議論していかないと、我々の取組みもやや十分ではないところがございますので、そういうところについても是非、国民生活センターに御協力いただければと思います。

簡単でございますが、以上でございます。

○松本部会長 ありがとうございます。

それでは、また5分程度で質疑を行いたいと思いますので、御質問のある方はどうぞ。齋藤委員。

○齋藤（憲）委員 私は金融関係には疎いのですがけれども、金融教育が大事ではないかと思うのです。とにかく知識不足によるトラブル案件も多いと聞きます。教育が大事だとして、年齢層によって教育の仕方を変えるとか、成人を対象にどういうことを考えているとかいうのがあれば紹介していただきたい。もう一つ、金融商品はスピードが速い。悪いことをする人はすぐに姿を消すことができる。いかがわしい金融は、多分、机1つ、電話1つあればできる。そのスピード感がどの程度かイメージできないので、少し具体的に御紹介いただけたらと思います。

○古澤政策調整官 1つ目の年齢層に応じて金融経済教育をやらなければいけないではないかという点は、我々は大きく2つに分けて考えております。1つは、学校教育段階でどういうふうに取り組んでいくか、次に、成人についてどう取り組んでいくか。国民生活センターとの関係で言えば、成人との関係というのが恐らく1つのターゲットになると思うんですけれども、我々はそれは両輪だと思って、今、取り組んでおります。

次に、成人ではなくて、学校教育段階といったときに、小学校段階、中学校段階、高校段階、公民、家庭科、いろんな切り口がありますけれども、その中でどう取り組んでいくかという問題がございまして。例えば、年齢構成に応じ、かつ学習指導要領に応じて、この段階では、こういう教材で、こういうことを議論したらいいではないか。例えば、小学校の段階では、物の流れとお金の流れをどうやってセットで考えていただくかというようなところから入ってみたり、高校の段階では、多重債務の問題について、具体的な事例、被

害者の方が書かれた手記のようなものを利用しながら、多重債務、クレジットの問題について考える。きめ細かい積上げを、指導要領との関係を意識しながらつくった教材などを準備している。まさにそこは年齢に応じた教育なのかなと思います。ここは非常にすそ野の広いところでございますが、国民生活局の方も、消費者教育という形で、きちんと取り組んでほしいということを文科省の方に言ってくださっております、我々も国民生活局と連携しながら、まさに学校教育の中でどういうふうに取り組むかということも考えてまいりたいと思っております。

2点目はスピードの問題なのですが、これは実は国民生活センターの方からお伺いした話なんですけれども、例えば、途上国のエビの養殖に対する投資の事例などですが、机1つで行われるというイメージの投資業になります。そうすると、時間は年単位ではなくて、まさに数か月です。数か月の単位でそういう被害事例が起こってくるというのが、我々が持っているスピード感かなと思います。

○松本部会長 蔵本委員、どうぞ。

○蔵本委員 保険会社は保険の不払いなどの問題があつて、会社としても消費者対応に非常に力を入れておられて、国民生活センターなどとも連動を深めようとしているんですけども、従来から申し上げるような、銀行というのは預金者の保護とか消費者保護ということに対して非常に不熱心だというような印象を受けているんですけども、その辺は金融庁としてどのようにお考えなのかということと、やはり預金者保護とか消費者保護ということで言いますと、国民生活センターとの連携、連動というのは、今、消極的に考えておられるんですが、もう少し積極的にお取り組みになられた方がいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○古澤政策調整官 この消費者政策部会の第2回の議事録を以前拝見したときに、委員の御指摘かもしれません。国民生活センターからの苦情を持っていったときに、銀行がなかなか調停に応じないとの指摘をいただきました。

○蔵本委員 私ではないです。

○古澤政策調整官 失礼いたしました。議事録を拝見しまして、このようなご指摘については我々としてもこのままではいけないということだと思います。

御案内のとおり、保険の問題、今度、窓販が入りましたので、銀行も保険を売るということになっております。我々の方としても、銀行界についても、ご指摘のような取り組みが、ますます求められる環境になっていくとの問題意識で今のお話も受け止めさせていただければと思います。

○松本部会長 それでは、次のところに移りたいと思います。どうもありがとうございました。

(金融庁関係者退室)

(公正取引委員会関係者入室)

○松本部会長 続きまして、公正取引委員会から10分程度で御説明をお願いいたします。どうぞお願いいたします。

○粕渕消費者取引課長 公正取引委員会の消費者取引課長をしております粕渕でございます。よろしくお願いたします。

お手元の方で、右肩に資料5と書いている資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。これは私どもの消費者取引の適正化に向けた取組ということでございまして、2枚めくっていただきまして、下に1ページと書いているところがございます。

私ども公正取引委員会が行っている「消費者取引の適正化に向けた取組の概要」ということで、まず、私ども公取の組織の中で、消費者政策というのがどう位置づけられているかということがございますけれども、一番上のところにありますが、競争政策のグランドデザインということで、3つの大きな柱を立てております。1つは、左にあります、一番大きな枠の中の「改正独禁法に基づく厳正な法執行」、そして真ん中の「ルールある競争社会の推進」、そして最後にありますのが「競争環境の積極的な創造」、こういうようなところで分けております。

そして、真ん中の「ルールある競争社会の推進」の1つといたしまして、下の矢印に行きますが、「市場参加者としての消費者に対する適正な情報提供の推進」が重要であると思っております。すなわち、独禁法等の適用によりまして、事業者がより安く、また、より品質のよいものを市場に提供していただくことが大事になるわけですが、一方で消費者が安心して事業者、あるいは商品を選択できるような環境を整えるということも重要になってくるわけがございます。

そのような意味で、この消費者取引の適正化に向けた取組みといたしまして、左側の矢印でございますが、私どもの所管しております景品表示法を使って消費者取引の適正化ということをやっております。この景品表示法といいますのは、独占禁止法の特例法という位置づけになっておりまして、具体的には不当表示の禁止、あるいは過大な景品の禁止、こういうようなことを定めている法律でございます。

また、右側の矢印の方は、いわば違反行為の厳正な執行とともに、未然防止、あるいは景品表示法の普及啓発といいますか、違反しないような取組みと、そのようなことに向けていろんなことをやっているということをや右側で書いているところでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ目のところでございますが、ここは景表法の表示規制の概要ということで書いております。幾つか書いておりますけれども、この景品表示法で規制している表示というのは、商品の包装とかラベル、チラシ、ポスター、あるいは新聞広告等、目に見えるものはすべて表示ということになりますので、それについての規制をやる。中身的には、優良誤認、有利誤認等書いておりますが、簡単に言えば、うそつき表示を規制するということになるわけでございます。

3ページ目のところをご覧くださいますと、処理の手續ということで、具体的な法執行といたしましては、公正取引委員会が行うとともに、都道府県でもなされております。私どもの方は、違反事件を処理しますと、行政処分として排除命令を行うことになっております。また、排除命令に至らないものにつきましても、警告、あるいは注意といったことを行っております。都道府県の方におかれましては、指示が措置としてなされているわけ

でございますけれども、その後、もし従わない場合には、私どもの方に措置請求が来るといような形になっている。こういうような手続になっております。

それと、4ページ目のところでございますけれども、これは、具体的にどの程度の法執行をやっているのかということにつきまして、最近の公表件数ということで書いております。上にグラフが書いてありまして、網かけのところは、いわゆる行政処分として出した排除命令でございます。右側の白い部分の警告と申しますのは、これは先ほど申しましたとおり、違反のおそれがあるということで行政指導となるものです。ただし、排除命令、警告とも、これを出した場合には公表するといような仕組みになっております。18年度におきましては、排除命令件数は32件、警告は7件でございます。19年度におきましては、現在のところ31件の排除命令を出していると、このような状況になっております。

その下側に具体的な違反事件の概要と申しますか、どのようなものが排除命令の対象になっているかということで書いてありますが、この景品表示法と申しますのは、特定の商品、あるいは業種を対象にしているのではなくて、すべての商品、サービスを対象にしております。そういう意味で、この排除命令案件と書いている中身をごらんいただきますと、多様な分野にわたって処理をしていることがおわかりいただけるかと思っております。食品関係もあれば、食品以外の商品、あるいは生命保険とか資格取得講座といったようなサービス分野にわたるもの、そういうようなものにつきまして、私どもは幅広く措置を取るようしております。

また、排除命令以外でも、警告案件ということで、いろいろと事件を処理しているといようなところでございます。

5ページ目のところになりますけれども、一番上に表がありますが、(3)として事件の処理件数というのがございます。これは、排除命令、警告以外にも、注意というのを行っております。これは、違反につながるおそれがあるということで、特に公表等しておりませんが、そういうようなものを含めると、表示、景品、合わせて689件、これは平成18年度の処理件数ですが、何らかの措置等を取っているといようなことでございます。

また、都道府県におかれましても、近年、いろいろ積極的に措置をなされておきまして、指示件数もここに書いてあるようなおりでございます。なお、これは指示ということで公表されているものでございますが、それに至らないようなものにつきましても、注意といようなことで積極的に処理をされているといように聞いているところでございます。

それと、6ページ以降につきましては、これは法執行というよりはむしろ私どもの実態調査、あるいは普及啓発活動といようなことで挙げているところでございます。いろんな分野にわたっての実態調査を行っております。

また、7ページのところでございますが、独禁法、あるいは景表法の執行というのは、消費者の目線、あるいは視点に立った処理が必要だということになってまいりますので、私どもだけではなくて、できるだけ消費者の方のアンテナといようなのが必要であろうということで、従来から消費者モニター、あるいは消費者取引適正化推進員等を委嘱いたしまして、消費者の方から幅広い情報を提供していただくようにしているところでございます。

現在、消費者モニターの方につきましては1,100人を委嘱していると、このような状況になっているところでございます。

8ページのところには、公正競争規約制度ということで、これは民間の自主的なルールといたしまして、表示や規約についてのルールを定めていると、こういったところでございます。

なお、この資料では特に書かなかったわけですが、国民生活センターとの連携ということで御説明させていただきたいと思っております。私ども、国民生活センターとの関係ということで、どういうことがあるかといいますと、1つは、定期的な意見交換をしております。これは、消費者取引の問題、あるいは国民生活センターに寄せられた消費者の苦情・相談といったものについて、どのようなものがあるのかというようなことにつきまして、意見交換を行っているというのが1つございます。

そして、もう一つは、私ども、景品表示法の事件におきますと、例えば、商品の効能とか効果について調査をする必要が出てまいります。そうすると、私ども自身には分析機関がございませんので、国民生活センターの方をお願いして商品テストなどを行っていただくというようなことがございます。個別の事件名を申し上げることはできませんけれども、そういうような形で国民生活センターをお願いすることもございます。

一方で、国民生活センターの方で商品テストなどを自ら実施されて、それを参考として私どもが処理を行うというような例もございます。最近ですと、ヘナというのがございます。染毛剤で、髪の毛を染めるものでございます。ヘナというのは植物の名前で、それを塗ると髪の毛が染められるというのですが、実際にはそういう効果がないのではないかとというようなことで、国民生活センターの方で公表なされて、私どもの方もそれを受けて調査を実施した、そして排除命令まで至ったと、こういうようなケースが昨年にもあったところでございます。幾つか、そういうような例もございますので、特に商品の効能効果表示の観点から、国民生活センターとの連携がございます。

また、昨年の暮れですけれども、P I O - N E Tが入りました。私どもといたしましても、どのような事件を取り上げるかということを経営に判断するに当たっては、非常にいい情報だろうというふうに思っております、これの活用をさせていただいているところでございます。

続きまして、もう一枚、席上配付させていただきました「消費者行政の一元化について」というペーパーがございます。両面になっている紙でございます。一番上のところで「消費者行政の一元化」とあります。これにつきましても、意見があればということでありましたので、私どもの考え方を少し述べさせていただきたいと思っております。

まず、私どもがこれについてどう考えるかということで、基本的な視点ということで、4つ、一番上のところに挙げております。

1つ目は、一元化を考えるに当たっては、産業政策との利益相反というのはやはり回避すべきではないのかというように考えております。

2つ目といたしまして、消費者からの相談・苦情窓口、それと法執行とは連結させるべ

きではないのか、すぐにスピーディーに動けるようにするべきではないのかというのが2点目でございます。

3点目といたしまして、安全規制と取引規制というのは別個に扱うべきではないのか。すなわち、安全規制というのは、技術的・専門的知識、あるいは知見というのが必要になってまいりますので、この2つは、規制としては別個に扱うべきではないのか。

4つ目は、言うまでもないことかもしれませんが、屋上屋を架すような行政は回避すべきではないのか。

こういう基本的な視点の下に立って考えますと、その下に描いているような絵が描けるのかなということで、消費者からの相談・苦情があった場合には、一番下の箱のところですが、取引規制の分野、これは契約・表示を含んだような取引規制全般の話ですけれども、そのところが直ちに法執行ができると、こういうような体制を取ることが望ましいのではないのかなというように考えております。

一方で、私どもの役割はどうしていくべきなのかという点につきましては、公正取引委員会というのは独立の行政委員会でございます。公取が今やっていることといたしますのは独禁法が基本でございます。更に消費者向け取引に係る規制といたしましては何をやっているかといいますと、先ほど申しました景品表示法による広告・表示規制に限られるというような形に現在はなっているところでございます。

これにつきまして、今後、いろいろな御議論があるかと思っておりますけれども、消費者行政の一元化を図られるということであれば、私どもといたしましては、取引規制全般に私どもの役割を拡大していくこともできるのではないかと、こういうように考えております。

その理由といたしましては、4つ挙げております。

1つ目といたしましては、私どものところでは縦割りではなくて業種横断的に法適用が適用できる。例えば、景表法をごらんいただきますと、商品、サービス、あらゆる分野に提供できるということです。そのようなことで、行為全般についても可能ではないのか。

また、2つ目として、特に私ども、業を所管しているというような役所ではございませんので、事業者の視点ではなくて、消費者の視点に立った法執行が可能であるというように考えております。

3つ目といたしまして、取引規制といいますのは、相手方に対する不利益処分を最終的に与えることとなります。そういう意味で、このような処理をやっていくに当たりましては、その調査手続、あるいは、そのような調査をしていくスキルといいたしましうか、専門的な実務能力、ノウハウ、こういうものが重要だと思っておりますが、それにつきましては、独禁法の違反事件の審査と共通する部分が非常に多いのではないかと考えております。実際に私どもの景品表示法を担当している職員といいますのは、独禁法の事件審査を経験したような者がやっていると、こういうような意味での相乗効果といいたしましうか、シナジー効果があるかと思っております。

4つ目といたしまして、諸外国の競争当局におきましても、消費者取引全般に対する規制権限を有しているところがございます。最初に御説明あったかもしれませんが、韓国で

もそうでございます。あるいはアメリカの連邦取引委員会、あるいはイギリスの公正取引庁、カナダの競争局、オーストラリアの競争・消費者委員会、こういうところは競争と消費者保護を一体としてやっているというようなところがございます。諸外国の状況につきましては、裏面、後ろのページに「主要国の競争当局による消費者政策」ということでまとめさせていただいたところがございます。

簡単でございますが、私どもの方からの説明は以上でございます。

○松本部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして5分程度質疑いたしたいと思いますので、どうぞ。佐野委員。

○佐野委員 説明ありがとうございます。今、御説明いただいたのが、中心的には景品表示法のところなんです、公正取引委員会といいますと、独占禁止法が基本と先ほどおっしゃいました。消費者から見ると、競争政策と消費者政策が両輪となって適正な市場をつくっていくということなんです、独禁法自体の目的は、いまだに消費者の反射的利益しか思えないような目的になっています。今、説明なされた景品表示法の方は、おっしゃったように特例法で、そこでは頑張っていらっしゃるかもしれませんが、独禁法自体の基本の中の消費者政策というのが私たちにはよく見えません。本来両輪になるはずの片方が大き過ぎて、片方が余りにも小さく、うまく回っていないのではないかというイメージが非常に強いので、本体の方でどんな消費者政策が行われているのか、ちょっと御説明いただきたいのと、消費者行政の一元化はかなりよくできていると思うのですが、本当におできになるのか、現在と余りにも乖離があり過ぎるので、そのところをどういうふうにお考えなのか教えてください。

○粕渕消費者取引課長 今おっしゃったとおり、独禁法の中での消費者政策、独禁法の目的が、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を確保すると、そういうような形になっているものですから、どうしてもそこは、私ども、独禁法を運用するときには競争というところを出発点にしなければいけない。そうすると、更にもう少し踏み込んで消費者政策をやっていくというところは、どうしても限界があるわけがございます。そういう意味で、ここで取引規制として書いている消費者政策というのは、中心がどうしても景品表示法になってしまうというようなことで、これまでも競争というところの出発点、そこから足を伸ばしていくというのが困難なところであったと、こういうようなことでございます。

また、後者の方の御質問の一元化というところにつきましては、勿論、現状の私どもの体制のままでは、これをやると言っても、それは難しいということだろうと思います。そういう意味では、これから新しい組織、どのようにされていくのかというのは議論があると思いますが、そのように何らかの変更を加えていかれるということであれば、そのところで私どもにそのような権限を与えていただければ、我々もその役割を十分果たしていけるのではないのかなと、こういうふうに思っているところでございます。

○松本部会長 吉岡委員。

○吉岡委員 5ページの(3)の平成18年度の事件処理件数について教えていただきたいんですが、これを担当されている人数というのは、何人ぐらいの方がこれを担当されているんですか。

○粕渕消費者取引課長 私どもの公正取引委員会として担当しているという意味で言いますと、この景品表示法の担当と申しますのは、今年度末の時点で73名でございます。東京にいる者、そして地方事務所というのがございますけれども、そこを合わせて73名ということでございます。

○吉岡委員 そのうち、排除命令が32で、注意というのがありますよね。この注意というのは、どういう場合に注意になるんでしょうか。

○粕渕消費者取引課長 注意と申しますのは、事案の中身によりまして、必ずしも景表法違反とは言えない、あるいは違反のおそれもあるとは言えない。ただし、これを放置しておく、違反のおそれが出てくる。違反に結び付くおそれがあるということで注意をするということになります。したがって、行政手続法上で言うと、行政指導ということでもない、そこに至らないようなもので注意をすると、そういう趣旨でございます。

○吉岡委員 済みません。全体を教えていただきたいんですが、公取の人数と予算、それから、今の景表法にかかわる73名に対応する予算、その辺を教えていただきたいと思えます。

○粕渕消費者取引課長 全体の人数につきましては、765名でございます。そのうちの73名が景表法を担当しています。申し訳ありませんが、予算のところはすぐには出てまいりません。

○吉岡委員 おおよそで結構です。

○粕渕消費者取引課長 多分、足して1億円には満たないような数字だと思います。8,000万、9,000万、そのような程度だったかと思えます。数字のところは不確かですけども、大体そのようなイメージということでございます。

○松本部会長 水巻委員。

○水巻委員 オーストラリアの取引慣行法では、競争法と消費者保護の両面をバックアップするような形でなされているというのを昨日勉強したばかりなんですけれども、日本の場合、もしそういうふうに取り規制全般に拡大可能とするなら、どういうふうな法改正して、どのように持っていけばベターだと思われるでしょうか。その辺をお願いいたします。

○粕渕消費者取引課長 これにつきましては、まさに今後いろいろ御議論していただくということかもしれませんが、ただ、最初のところに基本的視点と書いておりましたとおり、屋上屋を架すような行政は回避すべきである。そういう意味から言うと、行政の肥大化は回避すべきなのかなということから言えば、もしそういう消費者行政の組織を抜本的に見直すということであれば、重複するような権限は整理した方が望ましいということではないのかなというように思っております。

○松本部会長 ありがとうございます。それでは、そろそろ次のところに移りたいと思います。どうもありがとうございます。

(公正取引委員会関係者退室)

(警察庁関係者入室)

○松本部長 続きまして、警察庁からお話を伺いたいと思います。それでは、10分以内でお願いいたします。

○四方生活経済対策室長 警察庁の生活経済対策室長の四方と申します。よろしく願いいたします。

お手元に資料6という資料をお配りしてございます。ヒアリング事項だけ端的に書きましたので、1枚紙で大変恐縮でございますが、これに沿いまして御説明申し上げたいと思います。

まず、ペーパーそのものに入る前に一言だけ申し上げますと、御案内のとおり、警察庁の場合には、他の狭い意味での行政省庁様の場合と違いまして、自ら消費者関係を所管するという形には基本的にはなっておりませんで、いわゆる行政罰則等、場合によっては刑法典の違反に係るものを取り締まっていくということでございます。

毎年、私どもの生活安全局、生活経済対策室は生活安全局の中にあるわけでございますが、そこから全国の都道府県警察に対しまして、生活安全警察の運営重点というのを出します。ここに掲げてありますのは、その全部ではないのでありますけれども、身近な経済犯罪の取締りの推進という項目の中で、いわゆる悪質商法と言われているものをほぼ網羅をさせていただいているつもりではあるわけでございます。

特に、ここには書いておりませんが、関係の行政機関との連携の関係につきましては、いわゆる悪質商法をされる者の中には、本来は普通の会社がうかつにもという場合だとか、法令遵守の精神が足らなくてやる場合、そんなものもあって、これは監督省庁様からの行政処分は非常に効果的なのだとは思っておりますが、私どもが特に重点を置いておりますのは、典型的には暴力団の周辺者のように、犯罪者集団が初めから犯罪行為で消費者を食物にするというタイプのものにつきましては、私どもはいち早く動かなければいけないのかなという思いはしておるところでございます。

それに関連しまして、2番の国民生活センターとの連携に非常に関係してくるのであります。私どもは、国民生活センター、あるいは都道府県の消費生活センターとの連携は非常に大切だと思っておるところでございます。といいますのは、本来でありますなら、速やかに認知して、なるべく小さいうちに芽を摘んでいきたいというところはあるんではございます。

特に資産形成事案といいますような、甘い投資話を勧誘するようなものにつきましては、短期間に相当のお金を集めるということもありますので、可能であれば、なるべく早く認知をしたいわけでもありますけれども、警察に対しての相談というのは、量においても時期においても、国民生活センター様、あるいは消費生活センター様に比べますと、相談の時期、あるいはボリュームが違うように思います。それは私ども警察庁以下、更に現場都道府県警察の方がよく認識はしているところでありまして、これまでも情報交換させていただきまして、事件の検挙に結び付けておるといふ事例を幾つも知っておるわけござい

ます。

そこで、国レベルでは、消費者政策担当課長会議に参加いたしまして連携を取らせていただいているとともに、各都道府県警察でも情報交換の場を持たせていただきまして、警察では1つの御相談だったのが、どのぐらいの広がりを持っているかということをお教えをいただくというようなことをやらせていただいているところであります。最近では、国民生活センター様のP I O - N E Tのシステムと、とりあえずは国ということでございますが、端末を置いていただくべく、今、調整を図っているところでございます。

そこで、その次、3点目の、更に期待申し上げることでありますが、警察の方にも、警察だけでは対処ができない相談が実はたくさんあります。警察に御相談に見える方の相談のかなりの部分が、実は、申し訳ないですが、警察では対処できない。所掌事務上違うとか、いろんな理由があるんでありますけれども、担当の方に、また適切な機関等に御案内申し上げることが多いのであります。

そこで、はたから思っておりますに、私ども警察ですと、110番は緊急、相談専用ですと#9110番というような番号をつけておるんですけれども、みんながすぐ思い出せるような短縮番号をつけていただいて、勿論、人員の体制なども強化していただくんだとは思いますが、そういうようなことで国民の認知度を図って、できましたら、相談の受理時間なども消費者の利便を考えた形で幅広くしていただければ、はた目から見ますと、消費者ニーズにより合うことがあるのかなと思うところがございまして。

もう一つは、今、申しました警察に相談に来られるんだけれども、なかなかお力になってあげられないことの典型的なのが、実は相談者も、警察に来られているんですけれども、犯人の処罰はどうでもいいんだ、自分が損した分は何とか返してもらいたいというタイプの相談が結構ございまして、それは恐らくは警察だけではなくて、従来型の行政の窓口というのは、そこがなかなかお手伝いできないところであります。通常は弁護士会だとか司法書士会などにおつなぎするわけでありまして。勿論、裁判所ではありませんから、最終解決はできるわけではないんだと思っておりますけれども、ある程度のところ、解決ができるような仕組みでありますれば、被害者にとっては大きな力になるのではないかと、はた目から見て思うところがございまして。

それから、○の3番目は、できたらということですが、犯罪被害があつて、処罰意思もあるというので、警察の方にお越しいただいて、消費生活センターなどからお見えになる場合でも、警察で実際に犯人を処罰するためには、なるべく証拠などを持ってきていただきたい。こんな証拠が要るんですよということを警察でもう一回御教示申し上げるんでありますけれども、可能であったら、最初に教えていただくなら、そういうものを持って警察に来ていただくと、話が進むのがちょっとでも早くなるというのがあります。ここは一挙に体制が充実できるかという問題があるかと思っておりますので、可能であればということですが、そんなことが御期待申し上げることになるかと思っております。

4点目に、消費者行政の一元化についてということですが、2点ほど書かせていただいておりますが、1つは、消費者相談窓口が一本化される、その窓口というのが

非常に強力になるということは、私ども、今、申し上げましたような理由から基本的にウェルカムでありまして、場合によっては、まさしく犯罪処罰をしてもらいたいというときに私どもにつなぐようにしていただければいいわけございまして、冒頭にも申し上げましたように、もろ犯罪者集団という場合には、行政処分などの手続をするのと並行して私どもも捜査を進めていった方がいいという場合は多々ございますので、そういう意味でも早めの連携というのを、どのような形で今後、一元化をされるにしても、連携というのは大切になってくるのかなと思っている次第でございます。

それから、最後の○はちょっと余計だったかもしれませんが。こちらの消費者政策部会様の中での御議論の土俵の範囲内かどうかわからなかったんですが、巷間言われている議論の中の1つには、被害者の方々から犯罪者が取り上げた収益をいかにして取り上げて被害者の方々に返すかというのが非常に大事な論点として上がっておるものでありますので、もし御議論になればということでお書きしたんですが、私ども、本当にいつも悩みながらやっているところでございますけれども、刑事手続によって被害金を保全し、なおかつ被害者までお返しするというのは、現行法上は非常に限界がある。最近、法律ができて、ちょっとはできるようになったということでもありますけれども、非常に限界がありますので、この取締り全体も、民事、行政、刑事の連携の中でやっていくというお話になるかと思っておりますけれども、この被害回復という面も、それぞれに多分、長所短所があるかと思っておりますので、幅広い体系の中で御検討いただければなと思っている次第でございます。

大変簡単でございますが、以上でございます。

○松本部長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして5分程度質疑したいと思いますので、どうぞ御意見、御質問をお出してください。吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 消費者被害について、何でもかんでも警察に持ってくるなよと、すべて警察しかないというような議論しかできないような今の法体系とか、そういう状況がある中で、例えば、警察としては、うちへ来る前、1つ手前で、こういうものがあつたら、警察も動きやすいのにか、そういうような議論はなされていないのでしょうか。

○四方生活経済対策室長 これは、1つには、先ほど申し上げたことの一部繰返しみたいになってしまうんですけども、悪質商法なり悪徳商法といわれているものにも、多分、かなり幅がございまして、恐らく監督省庁さんがきちっとやっていただいたら済むだろうなというのかなりあるのかなと、まず思っております。それから、今までもやっていたいておりますけれども、弁護士の先生方とのいろいろな場での連携というのも勿論あるかと思っております。関係行政機関だとか、あるいは業界団体の働きで抑えられる部分というのは多分あると思います。

それから、私どももまだまだ頑張っていかなければいけないことはあるんでありますけれども、先ほど申しましたように、1つには、警察だけですぐ動けるものではない。これは吉岡先生よく御存じだと思いますけれども、その後には検察官がいて、裁判官がいて、司法システム全体の中で仕事をしていきます。日本の場合は、いわゆる精密司法と言われ

ておりまして、一般の方々が思うよりかは相当たくさん証拠を積み上げないと刑事処罰ができないようになっている。そこが私どもの一番悩みでもあるわけでありまして。そのためには、きっちり犯人を立件するための証拠を持っていただいている被害者の方々を探すというのが、実は捜査の過程の中で、初期の段階ではかなり大切な捜査の項目の1つになってございます。そういう意味で、先ほど申しましたように、被害者の方に御教示いただくときに、そういう着眼点のようなものを御教示いただいたら、確かに助かることはあるのかなと思います。

それから、これも余計であります、最初に戻ってしまうのかもしれませんが、多分、犯罪者集団ばかりではない話でありますので、何が何でももうければいいという風潮自体をなくすような、国民運動といいますか、CSRの、財界全体、あるいは国民全体を通じた盛り上がりみたいなものも、純粋犯罪者集団ではないところによる悪徳商法、悪質商法を減らすには役に立つのではなかろうかなと思っている次第でございます。

○松本部会長　どうぞ、水巻委員。

○水巻委員　関連してですけれども、先ほど経済産業省の説明の中で、既に払った金の返還ルールなどの新設を検討しているというような発言がありまして、一部新聞でも報道されたような気がします。そういうことについて経済産業省と警察庁との間で連携を密にしているのでしょうか。それとも連携はなかったわけでしょうか。その辺、いかがでしょうか。

○四方生活経済対策室長　経済産業省さんの方が具体的にどんな御発言だったか、まさしくこのヒアリングそのものの中で事前準備をして申し合わせているわけではありませんので、存じ上げないわけでありまして、そのような意味では連携を取っておるわけではございません。私ども、今まで、関係省庁との連携という意味では、刑事法システムが中心でございますので、法務省さんなどとは折に触れてどうすべきかという議論があったりすることはあるわけでありまして、行政法規につきましては、恐らくは経済産業省さんの中でもこれからなのかなとは思っておるんです。ただ、現在、法改正をいろいろ考えておられる中の話なんですか。ものが、何を念頭に置いておっしゃっておられるかどうかはちょっとわからない。現在検討中の法案の話でありましたら、これは事前に御相談はいただいているところでございます。私自身がぱっと思い出せないものですから、申し訳ありません。

○松本部会長　経済産業省が説明したのは、恐らくクレジット絡みで悪徳商法が行われた場合の、クレジット会社に払ってしまっている既払金の分について、クレジット会社から返してもらえろという御説明だったと思います。悪質行為を行った業者から取り立てられるという話ではなくて。

蔵本委員。

○蔵本委員　今後、国民生活センターとの連携を深めていただくのは非常に重要だと思います。その中で、例えば、悪質な事業者を取締りをするときに、非常にスピードが必要だと思うんです。連携をしていただいても、被害拡大を防ぐために、スピードが遅い

と被害がどんどん広まりますから、そのスピードを上げるための方策というのは、具体的にどういったことを考えておられますか。

○四方生活経済対策室長 先生御指摘のところは私どもも重々承知しているつもりであるんですが、実際上の問題として、一番大きな課題になりますのは、捜査体制、マンパワーにおいて限界がある。警察の業務はかなり幅広いことをいろいろさせていただいている中で、なおかつ悪質商法関係の事案というのは、期間も、捜査員の投入においても、かなり手間のかかる仕事ではあるんでございます。なおかつ専門知識も相当必要だということなんで、いろんな改善しなければいけない事項があるんでございますが、その中で、現在、警察庁から各都道府県にお願いしておりますのは、悪質商法の検挙のノウハウのすそ野を広めるといいますか、こういうことに努力をするように指示なりをしておるところでございます。

それから、先ほど来、申し上げております都道府県の消費生活センター初め関係機関との連携をより密にすることでありまして、そういうようなことを日ごろから言っておるところでございます。

小さな政府と、その中でも警察官は増員させていただいたんでありますけれども、御案内のとおり、ほかの治安事象も10年前、20年前に比べますと相当増えておりますものですから、なかなか完全に御期待に応えられる状況ではないということは認識しておりますが、問題点は認識して、努めていきたいと思っている次第でございます。

○松本部会長 最後に、岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 被害届というのをなかなか警察が受けてくれないのですけれども、消費生活センターでは、本当に緊急だという場合とか、あと、悪質商法というよりも、高齢者をだましてお金だけ持っていく、これは確実に犯罪だと思えるような案件でも被害届を受理していただけないのです。被害届というのが手続的に厳しいのであれば、その前の段階の、何かその情報を生かすとか、できる制度があるのかどうなのか。今後、国民生活センターと連携されるについては、この部分で全国の温度差があるように思えて仕方がありません。警察によって、または担当者によって違うものですから、是非その辺を明確に、私たちがわかるような形にさせていただけないかというふうに思います。

○四方生活経済対策室長 今、先生から御指摘いただいた点は、被害届であるとか、告訴・告発でありますとか、かなりフォーマルな形での受付につきましては、確かに私ども、まさしく法と証拠に基づきということをよく申し上げるんでありますけれども、刑事法的な観点から見て、一定の証拠がそろっているということで、形式的なフォーマルな手続はそういうことをするわけでありまして、ただ、御相談に来た方の記録は基本的に残しているようにしてあるはずでございます。それを基に、警察の中でも、こんな御相談の案件があったということに基に、そういうのが、先ほどありました消費生活センターに比べれば絶対量は少ないかもしれませんが、幾つが今、問題になっているぞという判断の中で、より悪質性が高く、あるいは広がり大きなものを、先ほど言いました少ない体制の中から、気持ちとしてはなるべく早く検挙しているところなんでございます。

○松本部会長 ありがとうございます。それでは、そろそろ次に移りたいと思います。どうもありがとうございます。

(警察庁関係者退室)

(大阪府消費センター関係者入室)

○松本部会長 続きまして、地方公共団体からのヒアリングを行います。本日は、大阪府消費生活センターの小谷所長にお越しいただいております。説明は10分以内でお願いいたします。

○小谷所長 大阪府消費生活センター所長の小谷でございます。委員の皆さん、お疲れと思いますけれども、ラストバッターですので、よろしくをお願いいたします。

資料をつくってきませんでしたので、申し訳ございません。消費者行政の一元化、それとか、強力な権限を有する新しい組織について、国における検討が進められておりますが、こうした中で、こういう形で地方の実情をお聞きいただく場を賜りまして、本当に感謝申し上げます。今回の議論が今後の国と地方を通じた施策展開に生かされることを期待いたしますとともに、私の方からは、特に府県の消費生活センターの現場から見た消費者行政の現状と課題ということについて述べたいと思います。

まず、大阪府消費生活センターですが、場所は、大阪府の本庁舎から歩いて10分程度、地下鉄と京阪電鉄という2つの交通機関のターミナルのすぐ隣の民間ビルの1階にございます。消費者の情報とか相談の拠点となる生活情報プラザというのを主に運営をしております。

更に、ここでの業務は、知事を会長とする消費者行政推進本部会議の運営と、庁内調整のほか、特定商取引法や府の消費者保護条例に基づく行政処分、事業者指導を職員9名体制で実施をしております。

また、消費者向け啓発、相談、商品テスト等につきましては、財団法人関西消費者協会に事業委託をして実施をしております。この団体は、設立して本年度で41年を経過するという非常に長い歴史と経験を有する団体です。いろんな消費者問題を効果的に解決できるように、府としては団体の専門知識を活用しているというのが大阪の特色でございます。

また、消費者行政の推進組織ですが、大阪府の場合は、こうした形で行政の執行部門と事業部門が一体化されておりますが、他府県の場合をいろいろ見てみますと、それぞれ別個の組織のところも多いですし、その所管範囲も実にさまざまだというような状況でございます。府の消費者行政に係る業務というのは、基本的に知事の下で一元化をされておりますので、日ごろから関係部局との連携協力というのは密接に行っております。縦割行政の弊害というのが出ないように、円滑に業務執行に努めているところでございます。

ただ、我々は近畿圏ですので、近畿圏の担当課長会議とか、消費生活センター所長会議、私は両方の役割を持っていますので、そこでよく話し合いをするんですが、いずれも近年、地方財政は本当に厳しいということで、そういう上に業務の内容も一層複雑、多様化してきておるということで、いずれの府県も、人員、予算ともぎりぎりの状況だ、何とかしてほしいという切実な声ばかりでございます。

こういう中で、今回、消費者、生活者重視への国の大きな政策転換ということで、我々は大いに期待をしておりますけれども、基本的な消費者行政にかかわる国と地方の取組みというのが本当に真の意味で実効あるものとなるようにしていかなければいけないと思います。その上で、3点について意見を述べたいと思います。

まず1つは、国と地方との役割分担と財源措置ということです。平成12年の地方分権一括法によりまして、国と地方における業務執行の在り方が大きく変化してきています。消費者行政も例外ではありません。消費者という日常の生活、暮らしに関する業務に関しては、何よりも地方の取組みが第一義であります。地方が主体となって進める諸施策の実施に対しては、地方分権の趣旨を踏まえた必要な権限の付与と、同時に十分な財源措置を行う必要があります。

昨年の4月に金融庁を中心に多重債務改善プログラムが取りまとめられましたが、その業務の大半が地方自治体における人的配置、予算措置を伴うものであるにもかかわらず、見るべき国の支援措置がないままにスタートいたしました。当面急がれる相談体制については、弁護士会、司法書士会を初め市町村に御努力いただきまして、何とか整備が進みつつありますが、まだまだ不足をしております。今後、国の強力な支援措置と対策の充実強化をお願いしたいと思います。

また、今後予定される特定商取引法、割賦販売法の改正議論ですけれども、特定商取引法の事業者指導に関する主務大臣の権限行使が政令によって知事に委任されておられます。今後、法改正が行われまして、指定商品・役務の制度が撤廃されるということになりますと、対象が極めて大幅に拡大されますので、府県の業務が増大することは必至だというふうに思っています。また、割賦販売法の改正につきましても、個品割賦あつせん業者に対する権限行使が地方自治事務ということで府県に委譲の予定と聞いております。

しかしながら、地方分権の立場に立ちますと、こうした業務執行に当たっては、できるだけ法律の中でこれを明記していただくとともに、これに伴う財源措置も明確にさせていただきたいというふうに考えています。先ほども述べましたように、府県の実情というのは非常に厳しいものがあります。地方自治事務といえども、具体的な国の交付税措置であるとか、予算措置がされないと、適切な事業執行がなかなか図れないと考えています。

第2点目は、内閣府における調整機能の強化ということでもあります。国の縦割行政といわれる中で、本当に消費者、生活者主体の施策を迅速・的確に実施できるようにしていくには、切実な地方の実情や消費者の声をきちんと受け止めて強力に施策に反映していただく司令塔の役割、調整機能を内閣府に是非設けていただきたいと思います。

こういう意味で、今回、消費者行政を担当する大臣の設置ということも検討されておられますが、これが実現すると、関係省庁に対しても強い権限行使が可能となりますが、問題はの中身であろうというふうに思っています。内閣府において常に地方との情報交換を行い、消費者の立場に立った施策がタイムリーに実現していけるようリードしていただきたいと思います。

3点目は、市町村における消費生活センターの重要性と府県の専門相談機能の強化とい

う点について述べたいと思います。近年、消費者相談の内容はますます複雑化・多様化しておりまして、その対象も若者から高齢者層まで幅広く、その件数も増加をしております。大阪府の場合、平成17年度で府域全域で約10万件の相談をお受けいたしておりますが、そのうち府のセンターで受け付けたものが約1万件、10分の1でございます。その大半は市町村での相談窓口がない相談であるとか、開設していない曜日とか時間帯の相談を受け付け、対応しているというのが実情でございます。大阪府には現在、43の市町村があるわけですが、週4日以上相談窓口を開設しているのは25の市にすぎません。我々は日ごろから市町村に対して強い要請を働きかけているんですが、近年、その数が全く増えないという状況になっています。消費者被害や相談に迅速・適切に対応するには、何よりも住民に最も近い基礎的な自治体である市町村の消費生活センターが大きな役割を果たしますので、その設置を進めていきたいと考えております。その上で、本来は府県の消費生活センターというのは市町村の窓口で対応し切れない専門相談に重点をシフトして、市町村に対する支援機関としての体制を構築していくことが課題と考えております。市町村の消費生活センターの設置が進まない最大の理由は、何といたっても市町村の財政事情にあります。問題解決のために、地方への財源手当てについて、国の強いリーダーシップをお願いしたいと思っております。

2つ目は、大きなくりで、国民生活センターへの期待ということで、国民生活センターが実施している相談業務、商品テスト、現在、導入が検討されているADR機能の付与について意見を述べたいと思います。

国民生活センターの事業は地方の消費生活センターの活動と密接に関連しておりますので、私どもは常々その動向に重大な関心を持っています。昨年、一部新聞で国民生活センターの事業の見直しとか機能の縮小が報道されまして心配しておりましたが、決してそういう方向ではないという内閣府の御説明をいただいて、少し安堵している次第でございます。もとより、行政を含め、どのような団体、機関も絶えず時代の変化に即して、果たすべき機能の在り方とか、事業内容を検証していかなければならないわけですが、国民生活センターにおいては、地方の取組みと一体となって消費者の地位向上を図り、消費者の信頼に応えることができる機関になってほしいと思っております。

こうした観点から、今後の活動について3点述べたいと思います。

まず1つは、相談業務ですけれども、近年の急速な国際化・情報化の進展、経済社会の変化に伴いまして、新しい商品とかサービスが登場しておりまして、消費者相談もますます複雑・多様化しています。

例えば、昨年、大きな問題になった、ロコ・ロンドン金取引をかたる悪徳商法などは、新しい金融商品売り物にしています。また、英会話教室での前払金の取扱いについても、消費者相談の中で、契約の解除条件とか、決済方法について、どう考えたらいいのかという新しい問題を提起いたしました。

こういう、全国的に発生のおそれがあって、高度に専門的検討を要する相談案件については、まず国民生活センターにおいて相談対応の指針や、被害に遭った場合の対処方法を取

りまとめていただいて、地方の相談窓口に速やかに伝えていただくような、そういう連携システムを今後より充実していただきたいと思います。

また、地方にとって、相談員のスキル向上、相談員への最新の情報提供は切実な課題でございます。国民生活センターの研修事業は非常に定評があります。今後も質、量の両面でその真価をいかに発揮していただきたいと思います。

2点目に、商品テストについてですが、昨年の食品の偽装表示問題とか、家庭用品の事故の多発など、人々の安全・安心への関心は高く、消費者は正確な情報提供を強く求めています。府県にも消費生活センターに商品テストを依頼する事案が寄せられますが、自前でのテストの実施には、設備面、人的面から限界があります。こうした状況から、大阪府では、平成19年度に大阪市との連携事業の一環としまして、それぞれの商品テスト室を統合して「くらしの商品安全情報室」として現在、事業展開しております、商品テストとともに製品事故などの情報発信に努めているところであります。

こうしたことから、国民生活センターの商品テストに寄せる期待は極めて大きなものがあります。今回、国民生活センターの商品テストに係る企画機能の強化と外部委託化の方向が打ち出されておりますが、決してこれまでの事業を縮小することなく、真に消費者の期待に応えられる商品テストが実施できるよう、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

昨年、私は研修で相模原の国民生活センターに寄せていただいてテスト室を見せていただきました。非常に立派な、充実した施設で、感心をいたしました。また、我々のセンターの近くに大阪のNITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）の生活・福祉技術センターというものもありますが、ここの設備も本当に立派なもので、こういう大切な施設を国民全体の大切な社会資本として本当に有効に活用していただきたいと思っております。

最後に、3点目、ADR機能についてですが、ADR機能の付与につきましては、今回の大きな改正事項であります。今後の展開に大いに期待いたしますが、所期の成果を上げていくためには、地方との役割分担が重要な課題というふうに考えます。現在、消費生活センターでは、いろんなあっせんを行い、そこで解決のつかないものについては条例で設置をしました苦情審査会に諮って、弁護士さん等の学識経験者の方をお願いして、双方の言い分を整理し、調停、あっせんを行うことで問題解決につなげております。しかし、残念ながら、苦情審査会の実績というのは、近年、低調に推移をしております、最近でいきますと、毎年1件程度というふうな状況になっています。

ただ、裁判手続に比べまして、何よりも経費がかからないで迅速な解決が図られるという点で、実際にこの制度を御利用いただいた方からは大変喜ばれております。こういう経験を踏まえますと、今後、創設される国民生活センターのADRは、いかにして消費者の方が使い安く、実効が図られるものに制度設計をしていくかが問われていると考えます。今後の具体的な検討を大いに御期待したいと思います。

最後に、消費者行政の在り方が今日ほど国において活発に議論されて注目を集めていることはないと思えます。それだけに今後の取組みに大いに期待されますが、しつこいよう

ですけれども、その際、地方の立場から再度強調したいのは、地域で暮らす一人ひとりの消費者、生活者の視点に立った施策を、財源措置を含め、地方自治体と一緒に構築していただきたいということでございます。

○松本部長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問のある方はどうぞ。品川委員、どうぞ。

○品川委員 冒頭、現在の仕事を9名の体制でやっていらっしゃるという伺いでしたが、この数年の中で人員体制というのはその状態できているのか、減っているのか、増えているのかというのはどんなものかというのが1つ。

もう一つは、最後の部分で、苦情審査委員会で年間1件ほど扱うというお話をされておりましたが、苦情審査委員会に持ち込まれるケースが少ないのか、持ち込まないのか、なぜ1件程度なのかという事情について少し教えてください。

○小谷所長 職員の配置体制は9名体制で、基本的には増えておりません。業務が増大するにもかかわらず、現有勢力の中で、何とか職員の努力で一生懸命やっているというのが実情です。ただ、近年、いろんな行政処分に関する事例がたくさん出てきておりますので、そういう面では、例えば、府の警察本部のOBの方を非常勤で増員するとか、正職員は増えておりませんが、若干人的な配置の面で、府の当局から、いろんな面で配慮していただいている部分がございます。ただ、全体としては厳しい状況の中でやっているというのが実情でございます。

それと、苦情審査委員会の1件をどういうふうに評価するのかということですが、我々のセンターで扱っているベースとなる、消費者センターで扱っているあっせん件数として、大体200件程度。これは軽重がいろいろあるんです。例えば、事業者に連絡をして問題が解決したようなケースもありますし、近年はお互いの主張ががっぷり四つになって、なかなかあっせんという形では物事が解決しないということで、裁判に移行されるというふうな事例も結構ありまして、いろんなものを含みますが、大体ベースとしては200件程度あります。

そういう中で、苦情審査会に上がってくる事例というのは、最近の事例で言いますと、例えば、パソコン内職つきの教材の返還に当たっての事例であるとか、専門学校の学費納入の返還事例であるとか、紛争に当たる見解が固まっていないような事例について、そういう案件を扱っているという状況になっています。我々は、こういうせっかくの制度ですので、もっと御利用いただきたいと思っているんですが、なかなか現実進まないというのが実情でございます。

○松本部長 ほかに質問ございませんか。吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 消費者行政を遂行していくに、地方の消費者行政が活性化していくことが不可欠だと思うんですが、今、お話伺うと、人員と予算の限界があるということで、そちらの方を充実させてほしいというお話を伺いましたが、今回、福田さんの言う、強い権限を持った新組織をつくるんだという議論の中で、地方の相談員の方々などがやる気を起こして生き生きと活動できるような起爆剤となるような、何か方策として、こういうものが欲

しいんだというようなものが、予算と人員が注入されればそれでいいんだということなのか、それ以外にもっとこういうものが我々は求めたいんだとか、もしあればお聞かせ願いたいと思います。

○小谷所長 まさに我々地方が願っていますのは、基本的に国における財源措置なり、それを願っているんですが、今回、福田総理が一番最初に国民生活センターを視察いただいて、消費者行政に目を向けていただいているのは、我々も非常に大きな力を与えられたと認識しています。先ほど平成12年の地方分権一括法の施行、更に平成14年の三位一体の改革で、地方が行う事務については、必要な財源措置をするということで、大きな方向づけはされたわけですが、現実、現場の実感として、なかなかそこに至っていないという部分で、若干もどかしい思いを我々はしております。

ただ、そういう面では、そういう地方の実態とか実情というものを、やはり国としてきっちり見ていただく、認識をいただくということがまずのスタートだと思いますので、福田総理がそういう形で消費者行政に大きな目を向けていただくのと同じような意味で、内閣府なり、しかるべき調整機能を持ったセクションで、我々地方とともに消費者施策を進めるといふ、そういう目で物事を進めていただければ、必ず地方に対する財政措置なり手当てが充実してくるのではないかと考えております。

○松本部会長 ありがとうございます。予定の時間も大分超過してしまっておりますので、この辺りで質疑は終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(大阪府消費センター関係者退室)

○松本部会長 本日も実は20分程度自由討議の時間を取るという時間割であったんですけども、いかんせん多数の関係機関から御説明いただいた結果もありまして、全く時間がなくなって、むしろ超過することになってしましまして、誠に申し訳ございませんが、自由討議につきましては、次回以降に回していきたいと思っております。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○原嶋消費者企画課長 次回の消費者政策部会につきましては、日程が決まり次第、追って事務局より御連絡いたします。

また、韓国消費者院への御質問につきましては、もし今ありましたら、高橋調査室長の方にお伝えいただければと思います。また、それ以外の場合には、通常、メール等で御案内させていただいております消費者企画課の方にお寄せいただければ、調査室等につないで御質問にお答えするような形にしたいかと思っております。できれば明日中に御連絡いただければありがたいかと思っております。

以上でございます。

○松本部会長 それでは、本日は3時間以上にわたる長丁場の御審議をいただきまして誠にありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。